

いしかわ

特集

法教育実践活動●羽咋工業高校

ルフィが倒した敵を
全て覚えられる君達だからこそ。

ユキマサくんと共に●白帆台小学校

平成31年 年頭のご挨拶

ユキマサくん in いしかわ

宮川外茂次氏黄綬褒章受章を祝う会

教えてマイスター!新たな行政書士分野の開拓
第2弾~相続法改正・遺言書保管法の概要~

新しい6人の仲間紹介



石川県行政書士会

ユキマサ

目 次

年頭のご挨拶

石川県行政書士会会长 向井 隆郎	1
日本行政書士会連合会会长 遠田 和夫	2
石川県知事 谷本 正憲	3

平成31年 石川県知事新年互礼会開催	4
士業団体よろず無料相談会	4
平成30年度 行政書士制度広報月間報告	5
パブリシティ	9
ユキマサくんinいしかわ	10
行政書士試験実施報告	12
支部だより	13
会員紹介	17
日行連理事会報告	19
全国会長会報告	20
日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会報告	21
特集 法教育実践活動報告書 (石川県立羽咋工業高等学校/内灘町立白帆台小学校)	22
パブリシティ	24
石川県総合防災訓練参加報告	25
宮川外茂次氏黄綬褒章受章を祝う会	26
会長と語る会報告	27
平成30年度 第3回理事会開催報告	28
会報いしかわについてのアンケート集計結果	29
教えてマイスター	31
第29回 全国女性行政書士交流会inあいち	34
特定行政書士法定研修・考查実施報告	35
平成30年度 コンプライアンス研修開催決定	35
研修会の報告及び今後の予定	36
いしさば活動報告	37
会員のコーナー	38
政連だより	41
新しい6人の仲間紹介	42
会務日誌	43
会員移動	46

【表紙写真説明】

香林坊から歩いてすぐ、長町の武家屋敷跡をユキマサくんと散策してきました。

長町界隈は加賀藩士・中級武士たちの屋敷跡が残り、黄土色の土塀、石畳の小路などが当時の面影をしのばせます。

雪から土塀を守る「こも掛け」は雪吊りとともに金沢の冬の風物詩。昔ながらの街並みの中に現代の生活が自然に溶け込み、独特の風情が漂う魅力的なエリアです。

皆さんも是非散策してみてください。

金沢支部 小関裕一



年頭のご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎



新年明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

また、日頃より、会員の皆様におかれましては、当会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、毎年恒例の「今年の漢字」において、平成30年の漢字が「災」に決定しました。平成30年は「地震」「豪雨」「台風」「猛暑」「豪雪」と全国各地で被害が生じ、正にあらゆる自然災害の脅威を痛感した1年となりました。石川県内においても記録的な大雪に見舞われたことで、業務に支障が生じた会員の皆様も多かったものと思われます。

また、当会が例年「規制除外車両届出・証票交付申請訓練」で参加している石川県総合防災訓練におきましても、七尾市の豪雨被害により急遽中止となり、9月から11月に延期される事態にもなりました。

現在、当会は、石川県と「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」、金沢市・白山市と「災害時における被災者支援活動に関する協力協定」を、石川県士業団体協議会としては、「大規模災害等発生時における相談業務に関する協定」を締結しております。

昨年は、当会が担っている社会的責任の重要性も改めて認識することとなりました。災害時には、当会の会員の皆様にご協力を仰ぎながら、速やかに相談窓口の設置等の被害者支援活動ができるよう準備を整えてまいります。

業務に関連する話題としましては、平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立したことがあります。そのことにより、新たな在留資格として「特定技能1号」「特定技能2号」が創設され、出入国在留管理庁の設置等が決まりました。外国人に関する政策は、技能実習制度の改正をはじめ矢継ぎ早に進められてきた感がありますが、人口減少等への対応がそれだけ我が国の喫緊の課題となっていることを表しています。

士業として、行政書士と弁護士のみが申請取次者となる現状を考えると、我々の専門職としての責任は非常に大きいものがあります。多岐に渡る行政書士業務の一つではありますが、当会としましても在留資格に関する研修会等をできる限り多く会員の皆様にご提供できるよう努めてまいります。

そのほか、行政手続のオンライン化や業務関係法令の改正等の社会の変化にも対応を図っていかなければなりません。我々の業務も時代によって移り変わっていくものであります。平成最後の年頭にあたり、会員の皆様の業務発展のため、気持ちを新たに会運営に取り組んでまいります。

冒頭において、平成30年の漢字が「災」であったとご紹介しましたが、「災い転じて福となす。」という諺がございます。我が国にとっても行政書士業界にとっても、2019年の漢字が「福」となるよう念願するとともに、会員の皆様の本年益々のご発展とご健勝を心よりご祈念申し上げて、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶



日本行政書士会連合会 会長 遠田 和夫

平成31年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

石川県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃より日行連の事業推進に対し、御理解御協力を賜るとともに、各地における行政手続等の円滑な推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今期の大きな柱として、行政書士制度調査室の設置と「行テラス」の発足を予定しています。

行政書士制度調査室につきましては、行政書士制度調査委員会を発展的に解消し、横断的な組織として再編することで、より多面的かつ迅速な情報収集活動を実現します。

「行テラス」につきましては、暮らしと事業における行政手続や地域住民の困りごとなどを解決する総合相談窓口として、本年2月22日「行政書士記念日」にあわせて全国的なPRを行い、各単位会を拠点に開設を進めます。また次年度以降、外部有識者の協力を得て行政手続実務に関する学会の創設も検討しています。

いずれも外部からの知識・情報を柔軟に取り入れ、国民利便の向上と制度の維持発展に有効な施策の立案につなげてまいります。

そして当然に、法改正の推進も進めます。これまで以上に日政連との関係を深め、足並みをそろえて要望活動を展開してまいります。振り返れば、これまで度重なる法改正により制度の充実が図られてまいりました。2年後には行政書士制度制定70周年を迎えることを踏まえ、周年記念事業の実施も視野に入れ、国民への認知度向上をより一層図りつつ、法改正の実現に向けて機運を盛り上げてまいりたいと考えています。

昨年は、6月に発生した大阪北部地震や7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震など各地で大きな災害に見舞われ、全国組織としての災害対策や被災者支援のあり方について改めて考えさせられる一年となりました。日行連として被災地域の単位会及び会員、ひいては住民のために何ができるのか、熟慮した結果、まずは日行連における大規模災害等の対策に関する規則を抜本的に見直し、支援活動の内容や大規模災害対策本部の位置づけの明確化を図ることといたしました。これにより、緊急時における対応を円滑なものとし、迅速かつ的確な支援が可能になります。貴会におかれましては、地域住民の安心安全の一翼を担う存在として、非常時における被災地の支援活動の枠組み構築をさらに推進していただければと思います。

引き続き、会員の皆様が行政書士であることを誇りに思えるように、本来業務の確固たる地位を確立し、制度の維持発展に全力を尽くしてまいります。

最後になりましたが、この新しい年が石川県行政書士会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

石川県知事 谷本 正憲



新年明けましておめでとうございます。石川県行政書士会の会員の皆様におかれましては、晴れやかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

行政書士の皆様には、日頃から、県民に最も身近な法律の専門家として、県民生活の様々な課題の解決や、円滑な行政手続きのサポートなど、県民福祉の向上に貢献いただいており、心から感謝を申し上げる次第です。

昨年は、新幹線開業効果が多方面に持続し、経済状況も好調に推移するなど、かつてない勢いのある1年でした。

本年は、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位が行われる歴史の大きな節目であり、本県においても、来年の東京オリンピック・パラリンピックや、4年後の新幹線敦賀延伸など、今の勢いを持続・拡大させる千載一遇のチャンスを最大限に生かし、石川の魅力を国内外に発信していく極めて重要な年になると考えています。

そのため、新幹線の県内全線開業に向けて、官民一体で取り組む新たなアクションプランを年度内に策定するとともに、質の高い文化、ものづくり企業や高等教育機関の集積、豊かな自然など石川の個性に磨きをかけ、発信してまいります。

東京国立近代美術館工芸館については、2019年秋の建物完成に向けて整備を進めてまいります。金沢城公園については、鼠多門・鼠多門橋の整備を進めるとともに、二の丸御殿の復元可能性について検討を進めます。また、新県立図書館については、引き続き、文化立県・石川の「新たな知の殿堂」に相応しい図書館となるよう整備を進めてまいります。

北陸新幹線については、今後も2022年度末までの確実な敦賀開業、2030年度末の北海道新幹線札幌開業頃までの、大阪までのフル規格による全線整備について、沿線地域と連携して取り組んでまいります。

道路網については、県内各地の幹線道路ネットワーク整備を進めてまいります。また、金沢港については、2019年度中の完成に向けて、機能強化整備をしっかりと仕上げるとともに、横浜港との協定に基づき、クルーズの誘致を更に進めてまいります。

小松空港については、国際便が好調で、香港定期便の就航も見込まれています。のと里山空港についても、利用者数は過去最高、搭乗率も開港1年目に次いで2番目となりました。今後とも利用促進に取り組んでまいります。

そして、昨年は、全国各地で集中豪雨や地震など大規模な災害が相次ぎました。本県でも、1月末の寒波による水道管の凍結・破裂や、2月の記録的な大雪、8月末から9月にかけては能登地域において豪雨による河川の越水や道路の損壊が生じるなど、県内各地で多くの災害が発生し、改めて災害への備えの大切さを認識したところです。

こうしたことを踏まえ、治水・治山対策、除雪体制の強化、県水送水管の2系統化等の防災・減災対策、自主防災組織の要となる防災士育成等の地域防災力の向上に一層取り組んでまいります。

また、災害時において、迅速な生活再建は被災者の安心につながるものであり、貴会との間で締結した「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」や、貴会を含む石川県士業団体協議会との間で締結した「大規模災害等発生時における相談業務に関する協定」に基づき、皆様の専門的な知見や経験を大いに活かしていただきたいと考えています。

行政書士の皆様におかれましては、今後とも、県政の発展にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

平成31年 石川県知事新年互礼会開催

総務部長 宮川 敏彦

平成31年1月2日(水)、金沢ニューグランドホテルにて、「平成31年谷本正憲連合後援会新年互礼会」が開催されました。

谷本知事のご挨拶では、北陸新幹線の開業効果の持続や、2023年春の敦賀開業に向けた準備、昨年の記録的な大雪や水害などを踏まえ、県民の安全安心の確保への尽力、北陸新幹線をはじめ、金沢港、能登、小松両空港など陸海空の交流基盤を生かし交流人口の拡大、ひいては移住定住人口の増加へ繋げたいなど話されました。

当会からは向井隆郎会長、寺分努副会長、武内弘樹副会長、今村和宏経理部長、宮田貢業務指導部及び社会貢献事業部副部長が出席いたしました。



士業団体よろず無料相談会

総務部 東海林 勝

平成30年10月13日土曜日、午前10時から午後4時まで、名鉄エムザ1階レストアベニューにて、「士業団体よろず無料相談会」が開催されました。

この相談会は、昨年まで「行列ができる無料相談会」として開催されていましたが、今年度から「士業団体よろず無料相談会」と名称を改め開催されました。我々行政書士の他、弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、中小企業診断士、弁理士の10士業団体が参加していました。

当会からは相談員として、午前中は、東海林勝会員(金沢支部)と安部静男会員(金沢支部)、午後からは丁子泰征会員(金沢支部)と壁眞利子会員(金沢支部)が対応しました。当会に対する相談は1件で、相続に関する相談でした。

相談会当日は土曜日であり、また、金沢市の中心地にある名鉄エムザの1階のため大変人通りがあり、多くの相談者が来ていました。相談内容は相続関係手続の相談が大半を占めており、皆さんの関心の深さを垣間見ることができました。ただ、行政書士が相続遺言に関して専門家であるということをもっとPRしていく必要を感じました。

平成30年度 行政書士制度広報月間報告

広報部長 河越 俊雄

1 平成30年度行政書士制度広報月間の実施

平成30年10月1日から10月31日の1ヶ月間、「行政書士制度広報月間」を全国一斉に実施。

■行政書士無料相談会開催の周知内容

1. 行政書士電話相談を開催

10月5日(金)～10月7日(日) 10時～16時 石川県行政書士会事務局において実施。

2. 各支部9会場において、次のとおり面談による無料相談会を実施。

金沢支部 10月6日(9時～16時) アピタ松任店

〃 10月6日(10時～16時) イオン御経塚店

〃 10月6日(10時～16時) 内灘町文化会館

〃 10月7日(9時～16時) アピタ金沢店

〃 10月7日(10時～16時) 津幡町文化会館シグナス

小松支部 10月6日(10時～16時) アル・プラザ小松

七尾支部 10月7日(10時～16時) アル・プラザ鹿島

輪島支部 10月7日(10時～16時) ショッピングセンターファミイ

加賀支部 10月6日(13時～15時) アビオシティ加賀

※内灘文化会館、津幡町文化会館シグナス、アル・プラザ鹿島、アビオシティ加賀において、石川

行政評価事務所と合同開催を実施(石川行政評価事務所の協力により行政相談委員が参加)

■新聞広告の掲載

1. 北國新聞カラー広告(1面広告)10月1日付

行政書士の業務、無料相談会等について広告を掲載。

2. 北陸中日新聞広告(1面の6分の1)10月1日付

行政書士の業務、無料相談会等について広告を掲載。

■テレビCM

9月29日から10月7日の間、テレビ金沢(16本)、北陸朝日放送(20本)、計36本のテレビCMを放映。

■広報活動

1. 新聞社及びテレビ局の訪問(10月2日(テレビ金沢は9月13日))

新聞社、テレビ局を訪問し、行政書士の業務及び無料相談会についてPRし、相談会当日の取材を依頼。

ユキマサくんもPRに同行(10月2日)

2. テレビ金沢「マル得配便DX」向井会長番組収録(9月13日)
番組に出演して、行政書士の業務と無料相談会についてPR。9月18日放送
3. 北陸朝日放送「見ごろミィ～5ch」向井会長番組収録(10月1日)
番組に出演して、行政書士の業務と無料相談会についてPR。10月5日放送
4. ユキマサくんクリアファイル(名刺ポケット付)を相談者に配布
5. ユキマサくんも同行し、下記相談会場にて、無料相談会をPR
電話相談会、イオン御経塚、アピタ松任、アピタラザ小松、アピタ金沢
6. 「行政書士と考える相続・遺言ガイド」作成、無料相談会で活用、相談者に配布



テレビ金沢



北陸朝日放送

■パブリティ(無料の記事の掲載、報道)

1. 北國新聞

無料相談会PRのため北國新聞訪問の記事、写真掲載(10月3日朝刊)

2. 北陸中日新聞

無料相談会PRのための北陸中日新聞訪問の記事、写真掲載(10月3日朝刊)

3. 建設工業新聞

無料相談会PRのための建設工業新聞訪問の記事、写真掲載(10月3日朝刊)

無料相談会(電話相談会)の記事、写真掲載(10月6日朝刊)

4. テレビ報道(ニュース報道)「行政書士が無料相談会開催」

MRO、北陸朝日放送(10月6日)

テレビ金沢(10月7日、2回)

イオン御経塚店及びアピタ金沢での無料相談会模様を報道



電話無料相談会



イオン御経塚



津幡町文化会館シグナス



アビタ金沢店



アビタ松任店



内灘町文化会館



アル・プラザ小松



アル・プラザ鹿島



ショッピングセンターファミイ



アビオシティ加賀

平成30年度 無料相談会結果報告書

■ 無料相談会内容別相談件数

	電話相談	各支部の面談による無料相談					合計
		金沢	小松	七尾	輪島	加賀	
権利義務・事実証明関係							
遺言・相続（登記、税務対策を含む）	30	87	10	2	6	6	141
各種契約（贈与、売買、請負、賃貸借等）	6	9		2	2		19
定款、内容証明、会計帳簿		1					1
不動産関係	7	2		1			10
戸籍関係（結婚、離婚、養子縁組等）	1						1
成年後見	3	14					17
知的財産（著作権）							0
その他	8	23	1	4	2		38
小計	55	136	11	9	10	6	227
許認可関係							
許認可申請手続（建設、風俗営業等）				1			1
法人設立等	1	2		2			5
土地開発							0
農地転用	1	2	2				5
自動車関係（車庫証明を含む）		2					2
入管関係（外国人労働者等）	1						1
その他			1				1
小計	3	6	3	3	0	0	15
合計	58	142	14	12	10	6	242
昨年合計	43	124	13	3	11	1	195

■ 無料相談件数の推移(5年間)

	26年	27年	28年	29年	30年
電話相談	65	32	52	43	58
支部無料相談会（面談）	136	124	118	152	184
合計	201	156	170	195	242

■ 市町広報誌掲載結果

	掲載された市町	合計
金沢支部	津幡町、内灘町	2
小松支部		0
七尾支部	七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町	4
輪島支部	輪島市、珠洲市、能登町、穴水町	4
加賀支部		0
合計		10



石川県行政書士会が来社PR 5日から無料相談会

石川県行政書士会の向井隆郎会長らが2日、金沢市の北陸工業新聞社を訪問し、10月の「行政書士制度広報月間」に合わせて実施する電話と対面による無料相談会をPRした。

電話相談は5日から7日、時間は午前10時から午後4時まで、「076-268-9110」で受け付ける。アピタ松任店(白山市)が6日が

対面相談は、6日が7日まで、「076-268-9110」で受け付ける。

5日から無料相談会

午前9時～午後4時 ▽ アミイ(輪島市、午前10時～午後4時) ▽ イオン御経塚店(野々市市、午前10時～午後4時) ▽ 内灘町文化会館(内灘町、午前10時～午後4時) ▽ 平和堂アル・プラザ小松(小松市、午前10時～午後4時) ▽ 平和堂アル・プラザ小松(小松市、午前10時～午後4時) ▽ アピタ金沢店(金沢市、午前10時～午後4時) ▽ マツコ(加賀市、午前10時～午後4時) ▽ アピタ金沢店(金沢市、午前10時～午後4時) ▽ 平和堂アル・プラザ鹿島(中能登町、シヨッピングセンター) ▽

きょう白帆台小学校で

社会貢献「法教育」実施

た。向井会長は「相続、遺言、成年後見はもちろん、建設業関連の許認可申請、さらには、これら手不足等の需要が高まるであろう外国人の在留資格に関する事項など、さまざまな「きまり事」が少なく必要なのかを、スライドやクイズ形式で楽しんでいく。講師は同じ会の小山内俊平氏が務め



会長(左)は2日、北國新聞社を訪れ、6、7日に開催する無料相談会を紹介し、「気軽に利用してほしい」と呼び掛けた。

6、7日に無料相談
県行政書士会が来社

相談会は10月の「行政書士制度広報月間」に合わせて毎年開いており、相続や遺言、成年後見などの相談に応じる。5～7日は午前10時～午後4時に電話相談(076-268-9111)を受け付ける。

濱田隆弘副会長、河越俊雄広報部長らが同行。日本行政書士会連合会公式キャラクター「ユキマサくん」も駆け付けた。無料相談の会場と時間は次の通り。

提供 北國新聞 朝刊 平成30年10月3日



相談での無料相談会をつてもおうど、県行政書士会の向井隆郎会長、マスクツキャラクターのユキマサくんらが2日、金沢市駅西本町の中日新聞北陸本社を訪ね、PRした。

遺言や相続、離婚問題、就労ビザなど多岐にわたる相談ができる。昨年は約1回おこなった。

◆ 相談での無料相談会をつてもおうど、県行政書士会の向井隆郎会長、マスクツキャラクターのユキマサくんらが2日、金沢市駅西本町の中日新聞北陸本社を訪ね、PRした。

提供 北國新聞 朝刊 平成30年10月3日

提供 北陸中日新聞 朝刊 平成30年10月3日

石川県行政書士会 会長

向井 隆郎氏

3年1月に行政書士登録、向井行政書士事務所を開業。石川県行政書士会では企画部長、業務指導部長、副支部長などを経て、17年5月から現職。休日は帰郷めぐり、今年のGWは大分・別府温泉を訪ねた。



「国際業務にも活路」

情報の真偽をアドバイス

◆ 益れる情報
インターネット上には情報が流れ、探しやすさがあるが、必ずしも、いつでも、どこでも欲しい情報が比較的簡単に手に入ります。しかし、それが存在する限りの一つでもあります。最近は情報提供のスピードは速くなっています。一方で、社会に没入しての考え方を示す。

◆ 産業官連携

行政書士の役割が確立され、

委員会を設置した。現代の日本は、

外国人への対応が大きな課題となっ

ている。入国管理局らの行政

部門の創出、既存業務分野の深化を

目指し、今年度から産業官連携推進

向上や、新たな業務

担当の就業、雇用を考え方で

企業と連携する意識を調整

している。入国管理局らの行政

部門の就業、雇用を考え方で

企業

ユキマサくん in いしかわ

10月2日
(火)

向井会長に迎えに
来てもうったニャ～



8:30
ユキマサくん向井会長の
車で事務局に到着



9:30
北陸中日新聞

11:30
建設工業新聞



10:00
北國新聞



13:30
石川テレビ



研修会にお邪魔したニヤー
(Φ▽Φ)――○●◎

15:00
研修会の休憩時間に
会員の皆さんにご挨拶

きまり事について
勉強したニヤ～！



10月3日
(水)

10:00
内灘町立白帆台小学校にて
法教育のお手伝い

10月4日
(木)



猫の手を借りたいくらい
大忙しだニヤー!!!

9:00

朝から事務局のお手伝い

16:00

テレ金ちゃん30秒劇場に出演

広報月間のPRをしてきたニヤ♪

10月5日
(金)



13:30

織維会館ロビーにて
会員と記念撮影



10:00

電話無料相談会で電話対応

15:00

スタジオにて
広報用写真撮影

スタジオでの
撮影でテンション
上がったニヤー!!!

10:00

イオン御経塚店



14:00

アルプラザ小松店

たくさん元気を
もうったニヤ~oo

10月6日
(土)



17:00

会長に送られ帰宅

11

10月7日
(日)



10:00

アピタ金沢

行政書士試験実施報告

行政書士試験対策特別委員会 委員長 宮川 外茂次

今年平成30年度の行政書士試験が去る11月11日日曜日午後1時から会場の金沢医療技術専門学校を借りて実施されました。この試験には一般財団法人行政書士試験研究センターから委嘱を受けた当会会員27名が会場責任者、試験監督員、本部員となり朝8時過ぎから夕方5時頃まで会場準備、試験問題受取、試験実施、答案用紙発送、後片づけ、と全員が緊張感をもってそれぞれの役目をこなし無事終了したことを試験研究センターへ連絡することができました。ご協力いただきました会員各位には改めまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

昨年石川県ではない他の試験会場分で、答案用紙が2枚紛失しその原因が試験会場か試験研究センターか不明となり監督官庁から厳しい指導がありました。そのため、今年度から答案用紙のバーコードをリーダーで読み取ることとなり現場である試験会場での作業が増え終了時間もこれまでより遅くなることとなりご協力いただいた会員の皆様には申し訳なく思いました。しかし、この日の試験の合格を目指して日々の努力を重ねてこられている受験者を思うと最初から最後までミスなく終らせる責務があることでありやむを得ないのかとも思いました。

今年の石川会場の受験願書提出者は昨年より32名減の380名で、当日出席者は293名で昨年より24名減少しました。また、特例受験者（身体的や精神的障碍者、病気や妊婦等）申請者2名についてそれぞれ個室を準備しました。試験会場に試験時間中看護師が常駐し、AEDや救急箱も準備していますが、幸いにも当日会場で体調を崩す受験者は発生しませんでした。また、これまでも試験開始前後に入場する受験者がいました。この人たちに受験してもらうことは大切ですが、この試験のために事前に来場し万全を期して望んでいる受験者にとって試験開始前後に席につき試験説明を個別に聞くなどは集中力を欠き大変迷惑なことだと思います。このような受験者のために別教室を準備することも試験研究センターへ要望するべきではないでしょうか。

石川県の行政書士試験は形式的には一般財団法人行政書士試験研究センターが石川県行政書士会に協力を要請し、日行連や当会の規則に沿って当会会長を基に試験実施特別委員会が受験願書提出者数に合わせて会員から実施要員を募って実施していますが、一般の方々は行政書士試験は行政書士会が実施していると思われています。この試験が少しの間違いや実施中のトラブルもなく無事終了できたということは、当然とはいえ石川県行政書士会にとって大きな意義があると思います。試験翌日早速行政書士試験研究センター理事長から向井会長あてに会を挙げて協力いただいたことへの感謝の意を表する文書が送付されましたことをご報告いたします。



支部だより

輪島支部報告

輪島支部 支部長 大森 千歌子

新年おめでとうございます。

日頃は当支部活動にご理解とご協力をいただきまして有難うございます。

平成30年度後期の支部活動の報告をいたします。

1. 支部役員会の開催

日 時 平成30年9月13日(木) 16:00~

場 所 のと吉会議室

協議事項 行政書士広報月間における活動について

○面談による無料相談会の開催について

○官庁及び事業所へのポスターの配布と掲示のお願いの分担

2. 面談による無料相談会

日 時 平成30年10月7日(日) 10:00~16:00

場 所 ショッピングセンターファミイ 1階

相談員 5名

相談件数 遺言・相続 6件・各種契約 2件・その他 2件 合計 10件

○相談会を何で知りましたかの問い合わせに対して、新聞広告(1)

地域のチラシ(7)自治体の広報紙(1)会場に来て知った(1)との返答を
いただきました。広報手段としては、どれも欠くことができないと感じました。

3. 七尾・輪島支部合同研修会の開催

日 時 平成30年11月25日(日) 15:00~

場 所 和倉温泉 ホテルのと楽研修室

講 師 行政書士会金沢支部会員 森 欣史先生

研修内容 ○相続手続きについて

～相続法改正のポイントと実務の影響についてを中心に～

輪島支部からの出席会員数は9名でした。

講師の森先生は、事例を交えながら、大変わかりやすく講義してくださいましたので、皆さんから好評をいただきました。

研修会終了後は、懇親会を開催し、日頃の活動について話し合いながら、七尾支部と輪島支部の会員の親睦を図ることができました。年に1回の合同研修会ですが、大変有意義であったと思います。今後は、より多くの会員の参加を期待いたしております。

七尾支部報告

七尾支部 支部長 端井 義之

当支部の後期の事業報告については、次のとおりです。

無料相談会(広報月間の活動)10月7日(日)午前10時から午後4時まで、アル・プラザ鹿島中央イベント広場において開催、相談員5名、相談件数12件

今年度初めての試みとして、中能登町内44(区・自治会・町内会)にチラシ550枚を回覧した

結果、相談件数が、大幅に増加した次第です。相談内容は、多岐にわたり、相続案件は、2件だけであった。

業務研修会

9月24日(月)

会 場 七尾市勤労者総合福祉センター 参加者 11名

テーマ 相続の実務について(数次相続による遺産分割協議書及び相続分譲渡証書の作成)

講 師 金沢支部 行政書士 西山 忠 先生

10月28日(日)

会 場 七尾市勤労者総合福祉センター 参加者 9名

テーマ 農地法5条申請と開発行為申請について

本会副会長 寺分 努 先生

七尾・輪島支部合同研修会 11月25日(日)

会 場 和倉温泉ホテルのと楽において開催

出席会員数 七尾支部 11名 輪島支部 9名

研修内容 相続手続きについて(相続法改正のポイントと実務の影響を中心に)

講 師 司法書士、行政書士(金沢支部会員) 森 欣史 先生

研修は、今後、行政書士として業務を行うにあたり参考になる大変有意義な研修会でした。

研修会終了後、懇親会を開催し、2支部の会員(14名参加)が杯を酌み交わしながら楽しい雰囲気で大いに盛り上がり交流を深めた次第です。本当に実り多い一泊研修会であったと思っております。

金沢支部報告

金沢支部 支部長 濱田 隆弘

日頃は、会員の皆様方には、金沢支部の活動に多大なるご理解及びご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成30年10月6日(土)、10月7日(日)の2日間にわたり、計5会場において無料相談会を開催いたしました。

10月6日(土)は、イオン御経塚ショッピングセンター、アピタ松任、内灘町文化会館の3会場、10月7日(日)は、アピタ金沢、津幡町文化会館シグナスの2会場でした。

今年は、津幡町において人が多く集うアル・プラザ津幡と会場別で最も相談件数が多かったアル・プラザ金沢が改修工事のため、使用できなかった関係で、アピタ金沢と津幡町文化会館シグナスを初めて使用する事となりました。

当初、相談会開催実績で長年慣れ親しんだ集客数が多い施設が使用できないという不安材料を抱える事となりましたが、副支部長や役員そしてご協力いただく支部会員へ、ピンチをチャンスに変えよう！そして相談件数は昨年を超えよう！と言い続け、開催に向けて準備を周到に行ってきました。

無料相談会チラシを大幅に見直し、気軽に相談をしていただくため、相談件数が多い項目をランキングにしました。

また、これまでチラシを設置していなかった場所、たとえば、スーパー銭湯などにも積極的に働きかけ置いてもらうなど最後まで行政書士のアピールを続けました。

さらに、無料相談会開催前には、行政書士制度の宣伝部長「ユキマサくん」も応援に駆け付けてくれて無料相談会を大いに盛り上げてくれました。

ユキマサくんは新聞社各社やテレビ局にも一緒に同行してくれて、どこへ行っても人だかりができるほど人気者でした。

初日は、イオン御経塚27件、アピタ松任18件でした。実は驚くことに昨年と全く同じ場所でしかも全く同じ相談件数でした。3連休の行楽日和の初日と重なった事を差し引いてもまずはのスタートです。

2日目は、アピタ金沢70件、内灘町文化会館11件、津幡町文化会館シグナス16件でした。内灘町文化会館と津幡町文化会館シグナスにおいては、人通りがない場所にも関わらず、例年並みという事で、開催前の周知活動が効果的だったといえます。

そして、何といってもアピタ金沢の70件という件数は、これまで一回場あたりの最高件数が50件程度だという事を考えると、予想以上の驚異的な件数となりました。

原因はわかりませんが、アンケート結果を分析しますと現地で知った方が22件あり、開催ブースの設置場所や今回から登場したバナー・ボードが買い物客の目を引いたのではないかと思います。もちろんユキマサくんの活躍も忘れてはいけません。

全ての会場の合計件数が142件となり前年124件を大きく上回りました。

主な相談件数の内訳は、相続80件、遺言7件、成年後見14件と、これだけで全体の7割以上となりました。

このような活動の成果がでたのも、金沢支部会員皆様のご理解とご協力なしには成し遂げる事ができませんでした。感謝申し上げ、引き続き分析および検討を重ね行政書士制度のPRに努めてまいりたいと思います。

広報月間以外でも、金沢支部では、支部管内7会場(金沢市役所、白山市役所、野々市市役所、かほく市七塚健康福祉センター、内灘町役場、津幡町福祉センター、繊維会館)で月例相談会を開催しております。12月15日現在で99件の相談が寄せられています。月例相談会においてもデータ分析を徹底的に行い、市民町民のさらなるニーズに応えてまいります。

また、金沢支部では、会員の懇親を図る事を目的に支部独自の研修会を開催しております。

今回は、第1回研修会を10月30日に、第2回研修会を9月18日に開催しました。諸事情により開催が前後しましたが、両研修会とも多くの会員の方にご参加いただきました。

第1回研修会は「行政書士をもっと知ってみよう～これまで・いま・そしてこれから」をテーマにパネルディスカッションを行いました。第1部では、パネラーの向井隆郎会員、宮川外茂次会員、中川大会員に対し、ファシリテーターの岩本美恵子会員が鋭く本音を引き出す企画でした。行政書士のこれまでの歴史から今後の新しい時代に向けての行政書士の姿をそれぞれの思いで語っていただきました。第2部では、グループに分かれて、グループで一つ発表する形を取りながら、会員間の交流を図りました。

第2回研修会は、無料相談会の相談員に対しての義務付け研修となっており、第1部「相続について」は森欣史会員による講義で、相続および遺言の基礎知識を確認しました。また、改正民法にも触れながら今後の業務に活かす知識を学びました。第2部「相続相談の対応」という事で相談事例実演を行い、小テストで相談員としての最低知識を確認しました。

今年も会報誌「支部だよりKANAZAWA」を8月に発行しましたが、一つの繋がりを深める



ツールになればと考えておりますので、取材依頼があれば、ぜひご協力の程お願い申し上げます。

引き続き、金沢支部では、会員の皆様の業務環境の改善ならびに行政書士制度発展のための取り組みを行ってまいりますので、支部活動へのご支援とご協力をお願い申し上げます。

小松支部報告

小松支部 支部長 武内 弘樹

新年明けましておめでとうございます。

日頃から、小松支部活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、小松支部活動ですが、昨年の11月16日に研修会を実施いたしました。内容は、民法改正で特に債権法を重点的に実施致しました。債権法だけでも、かなりのボリュームがあるので、絞り込みこんだ内容での研修でした。一部難解な部分があることから、ホワイトボードを使用し、図を書き込みながらの講義でしたので、わかり易く、会員からは好評でした。民法改正の研修会は、今回だけでなく、来年度も定期的に実施していきたいと思いますので、ご要望がございましたら、お申しつけください。

今後の予定と致しましては、年が明けましたら新年会を予定しております。多数のご参加を願うばかりでございます。

本年もどうか宜しくお願ひ申し上げます。



加賀支部報告

加賀支部 支部長 吉田 義明

新年あけましておめでとうございます。

一昨年5月に支部長を拝命し、あっという間に残り任期は4か月となりました。その間たくさんの方々からご教示、ご協力を受け感謝しております。

特に10月6日に開催しました公報月間での無料相談会は、会場を変えるとともに、初めての試みとして市内的一部地域に新聞折り込み広告を出してみました。おかげさまで、来場者も以前からの低迷から少し脱却できました。今までではPR不足だったと反省しています。次回は地域を変えて新聞折り込みを入れてみたいと考えています。

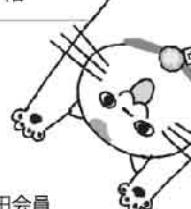
今年度も残りわずかとなりましたが、何とか無事支部長の職務が全う出来るよう努力したいと思っておりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



会員紹介

吉田美緒行政書士事務所

事務所：小松市福乃宮町二丁目5番地
ケイアイビル3階



広 …広報部 吉 …吉田会員

広 今日はお忙しい中ありがとうございます。よろしくお願ひします。

吉 よろしくお願ひします。

広 いきなりですが、吉田先生はなぜ行政書士に憧れたのですか。

吉 小さい頃から税理士である父の影響もあり、法律業界にとても憧れています。大学時代に大原等士業の資格学校の説明会に多々行き、当初は「司法書士」になることを夢見ました。19歳のころですね。それから司法書士試験に臨むものの、人生で初めて壁にぶち当たったと思つてしまい挫折してしまいました。その時に出会ったのが「行政書士」でした。はじめは試験科目も被るし、行政書士に受かったらまた司法書士を目指そうと思っていましたが、受験生時代に行政書士について調べたりするうちに、「誰がやっても結果を同じにしなければならない登記」よりも「やる人によって結果が変わる許認可」に憧れるようになり、行政書士で生きていこうと決意し、勉強に励み合格したといった感じですね。

広 小さい頃からずっと士業になりたかったんですか？他の業種への憧れとかはなかったんですか？

吉 小さい頃から正義感が強くて、これが正義だと思う仕事がしたかったです。小さい頃の夢は、検察官ですね（笑）

広 行政書士になっていなかったら、検察官になりたかった？

吉 そうですね。小学校の頃に木村拓哉主演のHEROというドラマが流行って、あの頃はずっと検察官になりたいと思っていました。

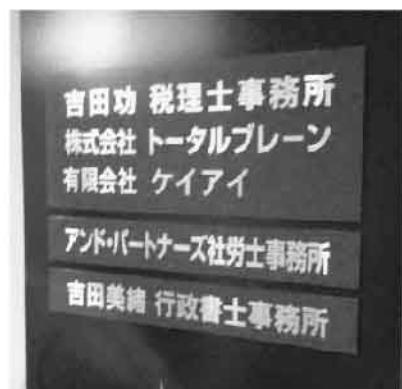
広 現在事務所を開業して4年目とお聞きしましたが、事務所理念、そして主にどのような業務を行っているか教えてもらえますか。

吉 事務所理念としては、うちは父が税理士、姉が社労士をやっていて3士業で十数名の事務所なんですが、「社長の次に会社を考える、期待に応える事務所へ」という理念で2018年はやってきました。単なる手続き屋ではなく、会社の中に想いも入っていくそんな事務所でありたいと思っています。主な業務としては、最近は外国人業務に力を入れると決め、特に在留資格に力を入れています。そして一番やりがいを感じる帰化申請、税理士社労士とのトータルサポートをアピールしやすい設立と相続に力を入れています。

広 ありがとうございます。若い時に開業して他にはわからない苦労もあったかと思いますが、この仕事をしていたから味わえたことがあれば教えてください。

吉 行政書士の魅力って、世の中に数多くの職業がある中で、数少ない人の人生の分岐点に関わることだと思っています。この仕事をしていたから味わえたことと言えば、人の人生の分岐点に関わること、そして今20代のOLだったらこんなに依頼者からダイレクトに御礼を言わることもないと思いますし、責任は重いですが何事もダイレクトに受けすることが出来ることはとても味わい深いと思います。

- 広** 話を聞いていると、とても情熱的に感じますが、毎日どんなことに支えられているんですか。
- 吉** 4年目に入って一丁前にたまにしんどいなとか思うようになってきたんですが、やっぱり小さい頃からこの業界に入りたかったのに、今頑張らなかつたら小さい頃の自分に怒られるって思いますね。子供みたいですが。憧れていた自分になれているかなとよく思い返しています。後はやっぱり2代目だからと言われてしまうのは辛いので、他より努力してトントンになれるかどうかだとずっと思っているので、人より努力しなければならないと思っています。その想いですかね。あとは何より開業以来支えてくれる先輩行政書士のおかげです。いつも皆さんありがとうございます。
- 広** 今では後から入ってきた若手を引っ張って会務にも取り組んでもらっていますが、吉田先生が想う若手の役割ってなんだと思いますか。
- 吉** 素直でフレッシュな意見をどんどん言う事、そしてまずは考へてもわからないんだから行動してみることだと思います。知識や実績では先輩方に勝てませんが、素直でフレッシュな意見はたくさん出せると思うんです。後は分からぬからこそ行動できるということもあると思います。緊張するし失敗したくないという気持ちはわかるけど、相手が何を求めているかというアンテナを常にはって自分らしさも混ぜながら若手の役割を皆で全うしたいと思います。
- 広** 先程の質問と被るかもしれません、悩んだ時とか行き詰った時はどうしているんですか。すごくまっすぐでプレないように見えます。
- 吉** 人より比較的自分は考えすぎて悩みやすくやる気の浮き沈みが激しいほうだと開業当初より思っていました。どうやったらこの浮き沈みを無くせるかととことん考え行動したところ、一瞬で私のやる気スイッチを押してくれる人と定期的に話すことだと分かりました。私の中では、悩んだ時とか行き詰った時は、県内外の同業者、起業家の方、女性の方計4人に順番に連絡して話をしますね。話す内容は実際何でもよくて話すと自然にやる気は上がります。そういうキーパーソンの方々のおかげで何とかやれています。何か仕事とは違うことをしてリフレッシュするというよりも仕事の中で向き合って解決して次にいくスタイルですね。あまりにも向き合い過ぎて最近はしんどくなることもあるので、濱田先生のようにたまには旅へ出てリフレッシュしようと思います（笑）
- 広** 最後に、これからやりたいこと、やるべきと思う事があれば教えてください。
- 吉** この会報が出るころには20代最後の年を迎えてるので、20代のうちにいろんなことにチャレンジしたいですね。多分後から人生を振り返ったらかなり生意気だと思うと思うんですが、チャレンジすることはやり続けたいです。今一番やりたいことは、母校小松高校で話すことでしかね（笑）社会貢献部長、お願いします（笑）自分のように土業を目指す学生が増えて欲しい、公務員・就職・進学で進路選択を考える学生が多数だと思いますがそこに若くして起業することを夢見る学生がもっともっと出てきてほしい、そして自分のように女性でやりたいことを仕事にする人がもっと増えて欲しいし、それを認める社会になってほしい。壮大なことを言ってしまいましたが、じゃあ何が出来るかやるべきかというと、自分自身が常にアンテナを張って発信をして吉田さんでも出来るんなら僕だって私だって出来ると思う若者に地道に届けていくしかないですね。次世代の人が憧れるポジションにまでいきたいですが一人では難しいので、またいろいろと先輩に教わりながら頑張っていきたいと思います。
- 広** 本日は貴重なお話をありがとうございました。
- 吉** ありがとうございました。



日行連理事会報告

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎

平成 30 年 7 月 18 日・19 日、虎ノ門タワーズオフィス 6F において理事会が開催されました。議案は、

第 1 号議案 平成 30 年度各部・委員会等及び中央研修所事業の具体的な推進(案)について
協議事項 - 略 -
報告事項 - 略 -

各部・委員会ごとに分かれ、部会等が行われた後、事業の推進案について承認がなされました。

私は、総務部及び法務業務部の部員として、総務部では「法教育の推進」「事業継続計画(BCP)の整備」等を、法務業務部では「相談業務に関するガイドライン作成」等を担当することとなりました。

また、報告事項である「行政書士法改正の推進について」では、法改正要望項目が、以下のとおりであることが報告されました。

- 1、行政書士法第 1 条の目的規定に「国民の権利の擁護を図ること」を加えていただきたい。
- 2、行政書士法第 18 条(日行連の目的)及び第 15 条(行政書士会の目的)にある「指導及び連絡」に「監督」を加えていただきたい。
- 3、行政書士法人の設立要件となっている二人以上の社員数を一人でも可としていただきたい。
○聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続代理規定における弁護士法第 72 条の制限について、特定行政書士は除外していただきたい。
- 行政書士にADR 代理権を付与していただきたい。

平成 30 年 11 月 14 日・15 日、虎ノ門タワーズオフィス 6F において理事会が開催されました。議案は、

第 1 号議案 災害助成基金積立預金にかかる要件変更について
第 2 号議案 行政書士登録事務取扱規則の一部改正について
第 3 号議案 行政書士会 封印業務の受託に関する規則(準則)等の一部改正(案)について
第 4 号議案 日本行政書士会連合会申請取次行政書士の届出に関する審査基準の一部改正(案)
及び行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則(準則)の一部改正案について
協議事項 - 略 -
報告事項 - 略 -

第 1 号議案は、近年、支援金の支給対象となるような災害等が頻発していることから、積立期限を設けず、適宜積み立てができるようになるよう要件が変更されました。なお、積立限度額は 1 億円となっております。

第 2 号議案は、総務省行政評価局からの勧告に基づき、会則が改正されることにより、それに伴い行政書士登録事務取扱規則も一部改正されました。改正によって、平成 31 年 1 月 1 日以降、行政書士登録の際の添付書類に「戸籍抄本」の添付が不要となります。

第 3 号議案は、平成 30 年 8 月 28 日付で封印取付け委託要領等の一部改正が行われ、行政書士間の再々委託ができるようになるなど、制度の見直しが図られたことから、各単位会に示している準則について、必要な改正が行われました。

第 4 号議案は、「日本行政書士会連合会申請取次行政書士の届出に関する審査基準」と「行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則(準則)」との規定内容に齟齬が生じていたことから、当該基準及び当該準則の規定内容の整合が図られました。

なお、全ての議案が可決承認されております。

その後の、協議事項・報告事項においても、非常に多くの事項について活発な議論が行われたことをご報告いたします。

全国会長会報告

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎

平成30年9月20日、奈良県のホテル日航奈良4F「飛天」において会長会が開催されましたので、理事会報告と併せてご報告させていただきます。

意見・情報交換

1 新規業務(業務受託を含む)開拓への取り組みについて

発表単位会

- ・神奈川県行政書士会
- ・静岡県行政書士会
- ・富山県行政書士会
- ・大阪府行政書士会
- ・宮崎県行政書士会

以下は、発表単位会の取り組みのすべてではありませんが、個人的に気になった取り組みをご報告いたします。

- ・公立図書館との連携(無料セミナー実施) 10か所 12日間実施
- ・独居老人遺留品調査(横浜市から受託) 調査件数 2件
- ・弁護士会からの業務受託(交通事故[物損事故]における現場図面作成業務、訴状の公示不送達の場合等の本人所在調査業務)

(以上、神奈川会)

- ・新分野業務推進グループにおいて、地理的表示(G1)保護制度、食品衛生管理のHACCP導入等の新たな業務に関する講習会の開催
- ・静岡市から道路内民地調査(未処理用地調査業務)の受託

(以上、静岡会)

- ・屋外広告物許可申請に関するチラシを県内自治体すべてに配布

(以上、富山会)

- ・Airbnb Japan 株式会社と事業委託契約を締結し、Airbnb Japan 株式会社が主催する事業者向けイベントにおいて開催する無料相談会へ相談員を派遣

(以上、大阪会)

- ・宮崎県入札参加資格申請書記載内容確認業務及び相談等応対業務
- ・建設業許可台帳登載事項確認業務
- ・建設業許可申請書等記載内容確認業務及び相談等応対業務
- ・宅建業登録相談等応対業務
- ・えびの市・宮崎市・都城市有休農地所有者等に関する権利調査業務
- ・都城市空家等相続人調査業務

(以上、宮崎会)

新規業務開拓というテーマでは、自治体からの業務受託に関する内容が多かったですが、全国の単位会において、これほどまで多様な業務受託を受けていることは参考となりました。

当会の今後の取り組みに反映させていきたいと思います。

2 所有者不明土地及び空き家対策への取り組みについて

発表単位会

- ・京都府行政書士会
- ・福岡県行政書士会
- ・熊本県行政書士会

このテーマについても、発表単位会の取り組みのすべては紹介できませんが、個人的に気になった取り組みをご報告いたします。

- ・空き家対策の担い手強化・連携モデル事業(国土交通省)へ応募し、「空き家対策コーディネーターの育成事業」が採択された。

(以上、京都会)

- ・H29年度において、久留米市から「老朽危険家屋等の所有者に係る相続人調査業務」の受託。14件の調査業務を受託。

(以上、福岡会)

所有者不明土地及び空き家対策に関してはほとんどの単位会が何らかの形(自治体からの業務受託、協議会等への参画等)で取り組んでいることが確認できました。

また、日本行政書士会連合会糠谷秀剛顧問による「行政書士の未来像」と題した講演も行われ、大変有意義な会長会となったことをご報告いたします。

日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会報告

石川県行政書士会 副会長 濱田 隆弘

日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会が、平成30年12月10日(月)午後2時より、三重県四日市市の四日市シティホテルにて開催された。

当会からは、向井隆郎会長、濱田隆弘副会長、寺分努副会長、宮川敏彦総務部長、森眞一郎社会貢献事業部長、前川仁恵法規監察部長、小山内俊平法規監察部員、澤野有希子事務局員が出席した。

日本行政書士会連合会からは遠田和夫会長、野田昌利副会長、重春直弘事務局員、森谷光来事務局員が出席した。

司会を中部地方協議会副会長 米田智彦氏(三重会副会長)が行い、開会の言葉を中部地方協議会副会長 坪川貞子氏(福井会会长)が述べ、中部地方協議会会长 若林三知氏(三重会会长)及び日本行政書士会連合会会长 遠田和夫氏からそれぞれ開会挨拶があった後、森智弘四日市市長が来賓挨拶を行った。その後、金谷和典氏(三重会副会長)が座長に選出され、連絡会議が始まった。

まず、「日行連の当面の諸問題及び事業の説明」と題し、遠田和夫日行連会長より平成30年度事業執行における方針について現状報告がなされ、今後の日行連の方向性(法改正の推進、「行テラス®」構想、所有者不明土地問題、死亡・相続ワンストップサービスについてなど)についても説明がなされた。

休憩後、「単位会の質疑・要望事項」が行われ、各単位会から14件の質疑及び要望事項が提出された。石川会からは「個人事業主の生前譲渡手続の簡素化について」、「日行連における継続的な専門部会等の設置について」、「行政書士による法教育について」、「職務上請求書の払出し冊数の制限について」の計4件を提出した。他の単位会からは「行政書士の専門職後見人としての法改正等の働きかけの状況及び日行連の考え方」、「長期相続登記未了土地解消作業の委託業務の入札について」、「民法改正に伴う行政書士の広報活動展開について」など様々な質疑及び要望が提出され、それぞれ意見交換を行った。

最後に、中部地方協議会理事 前田望氏(愛知会会长)が閉会の言葉を述べ、連絡会は終了した。

引き続き、懇親会が開催され、各単位会における問題点など各担当者がより深く話しあうことにより、お互いに参考になる意見交換の絶好の機会となった。



法教育実践活動報告書

社会貢献事業部
法教育グループリーダー 中村 敏彦

石川県立
羽咋工業
高等学校

ルフィが倒した敵を全て覚えられる君達だからこそ

あいにくの北陸地方の冬らしい強風吹き荒れる平成30年12月19日午後2時過ぎ。羽咋工業高校に於いて、本年度2回目の法教育実践活動が行われた。講師は金沢支部の岩本美恵子会員。会場は体育館。そして受講する生徒達は1、2年生約240名。さらに日行連、中地協からの視察団11名という大掛かりな、失敗の出来ない法教育となった。それ故、より大切となる講義内容については、「許認可を申請する立場である行政書士だからできる法教育」と「工業高校での資格取得」を絡めてと考えていたが、生徒達に資格取得の重要性をより強く説いて欲しい、冒頭に行政書士制度について説明して欲しい等の学校側の要望を数多く取り入れて社会貢献事業部案を作成し、この試案を基に講師である岩本美恵子会員と内容を詰めて、当日に臨んだ。

講義内容は22枚のスライドを使用して、「行政書士とは」「行政書士制度について」「許認可とは」「建設業許可申請」「電気工事士の資格」「国家資格取得について」「就職、起業に有利な資格取得」「今だから出来ること」の流れの中で、要所要所に岩本美恵子会員の体験談を交えての講義となった。演題は「ルフィが倒した敵を全て覚えられる君達だからこそ」。

講師である岩本美恵子会員の講義の進め方、話した方が抜群であった。落ち着いた口調で、聞き手である生徒達と会話をしているようなスムーズな流れ。そして、後半の「檄」部分では、口調や早さを内容により巧みに切り替えて、まさしく卓越した技量で、講義内容そのものを、より効果を高らしめたような気がする。同じ原稿でも、技量がないと、ここまで講義にはなるまいと改めて感じさせる、素晴らしい講義だった。生徒達もメモをしながら、真剣な眼差しで聞き入る姿にこちらも感心しきり。また、最後の生徒達からの質問に対する岩本美恵子会員の受け答え方も、ただただ感心するばかり。いったい、どんな受け答えをしたのかと興味のある方は、ぜひ本会ホームページ上で映像をご確認願いたい。

講義後、校長先生からは「大成功」と笑顔で握手を求められ、教頭先生からは「定期的に開催して欲しい」との最大級のお褒めの言葉をいただき、本年度2回目、年末の法教育実践活動を無事終えることが出来た。

また、新聞社3社の他、テレビ局2社も取材に来るなど、前回の反省点を踏まえ、より積極的な取材依頼を行なって頂いた広報部に感謝申し上げる。

今回の学校側との事前交渉からの一連の流れを振り返ると、本会の一つの法教育の形が出来たと感じる。この仕組み、流れを次年度以降の法教育実践活動に上手く繋げていけるかが、今後の課題の一つかと思われる。

最後に、羽咋工業高校の稻垣 裕校長先生、北野浩和教頭先生、そして、いろいろお世話頂いた担当の進路指導課、渡瀬幸夫先生のご協力に感謝申し上げる。



※今回の法教育実践活動については12月20日付北國新聞及び北陸中日新聞に記事が掲載され、12月19日に北陸放送、12月20日に石川テレビにて、その活動内容が放送された。

座談会報告書

平成30年12月19日(水)午後3時40分から50分間、羽咋工業高校での法教育実践活動を終えた後に、校長室にて法教育についての座談会が開催された。日行連総務部長は、生徒達の真剣な受講姿勢に感心し、建設業許可5つの条件のところで、一斉にメモを取る姿が印象に残ったと話し、学校側は、向井会長の「法律は盾にもなるし武器にもなる」という言葉が生徒達の心に響いたであろう、そして、この法教育を通して法律と資格がリンクしたことを実感したと好意的な感想を述べられ、その他、テーマに基づく活発な意見交換が行われた。





座談会テーマ

1. 法教育実践講座の感想、2. 行政書士による法教育は何を求める、その意義とは何か、3. 行政書士による法教育に何を求める期待するか等

出席者は日行連総務部長、山田美之、石川県行政書士会会长、向井隆郎、羽咋工業高校校長、稻垣 裕、羽咋工業高校教頭、北野浩和、司会者は石川県行政書士会、社会貢献事業部部長、森 真一郎、オブザーバーとして、日行連事務局、藤嶋 勉、山田千尋、社会貢献事業部部員、中村敏彦、計8名(敬称略)
尚、他の日行連、中地協の8名の方々は、寺分副会長と社会貢献事業部員4名と岩本会員と共に会議室で反省会を行い、活発な意見交換を行ったようである。



内灘町立
白帆台
小学校

「きまり事」を守ろう～ユキマサくんと共に～

石川県内で児童数増加に伴う新設小学校の開校は、平成19年以来となった、今春新設されたばかりの内灘町立白帆台小学校で、平成30年10月3日、5年生53名を対象として法教育の実践活動が行われた。今回は、対象が初めての小学生ということで、講師を講義内容と共に本会会員に広く募集し、応募者3名の中から、社会貢献事業部で慎重な協議の結果、金沢支部の小山内俊平会員を講師として決定。また講義内容については、講師案を基に社会貢献事業部内の意見も数多く取り入れ、1週間前には、本会会議室でリハーサルをも行ない、従来にない万全な態勢で講義当日を迎えた。

今回は、広報月間にあわせ、日本行政書士会連合会公式キャラクターであるユキマサくんと、社会貢献事業部部員7名が、海の香り、そして木の香り漂う新校舎での法教育に講師とともに同行した。

講義は、45枚のスライドを活用しながら、世の中にはいろいろな「きまり事」があり、なぜ「きまり事」が必要なのかという疑問点を子供達の目線に合わせ、行政書士の立場として、着ぐるみのユキマサくんを交え、クイズ形式も取り入れ、楽しい動きのある講義を行った。講師の小山内会員のテンポ良い進行と、子供たちの積極的な意見発表や熱い反応は予想以上なものがあり、子供たちに、果たしてこの講義内容が受け入れられるかどうか、多少の不安を持って臨んでいたが、開始早々、瞬時にその不安が解消された。講義内容そして、講師の進行については、白帆台小学校の奥村校長先生からもお褒めの言葉をいただき、初めての小学校での法教育は大成功を収めたのである。

最後に、今回の法教育実践活動にあたり、白帆台小学校、奥村校長先生、長丸教頭先生その他関係各位に多大なるご協力を得たことを感謝申し上げたい。



講義内容抜粋

1. なんで「きまり事」を守るのが大切なんだろう？
2. 小学校にある「きまり事」を考えてみよう！
3. 世の中、社会の「きまり事」みてみよう！
4. もしも街から「きまり事(ルール)」がなくなってしまったら……。
5. 国のきまり事「法律」って誰が作るの？

ユキマサくん学習帳を5年生
53名にプレゼントしました。

※10月4日付北國新聞、10月16日北陸中日新聞
に法教育実践活動の記事が掲載された。



石川県総合防災訓練参加報告

社会貢献事業部 部長 森 真一郎

平成 30 年 11 月 25 日に宝達志水町で開催された平成 30 年度（第 59 回）石川県防災総合訓練に参加して、災害発生後の救援活動の模擬訓練を行いました。

今年の総合防災訓練は、当初 9 月 2 日の開催を予定していましたが、前日に能登地方で断続的に非常に激しい雨が降り河川が氾濫するなどの被害があったため、11 月に延期開催されました。

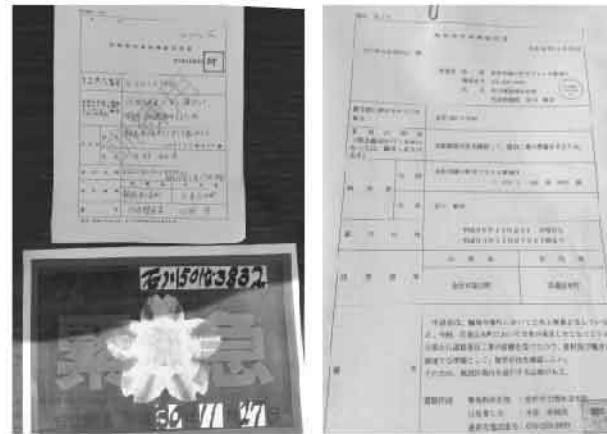
石川県能登地方を震源地とするマグニチュード 7.6 の地震が発生したと想定して、県内の官公省や民間機関など 103 機関 3,802 名が参加して、避難及び救援の訓練を行いましたが、石川県行政書士会からは 7 名が参加し、相見小学校で石川県警察本部及び羽咋警察署と共同して「規制除外車両届出、標章・証明書交付申請訓練」を行いました。

大規模災害発生時には交通規制がかかり車両の通行が規制されるため、民間及び一部公立病院等の救援部隊が移動するためには、規制除外車両であることを警察署に届け出て、標章を取得する必要があります。

そこで、その申請書類を申請人から依頼を受けた行政書士が作成し、警察署に届け出て、標章を取得するまでの訓練を行いました。

この訓練には石川県知事や宝達志水町長も視察に訪れ、向井隆郎会長が訓練内容を説明しました。

今後は、この訓練に参加して得たノウハウを会員の共有財産とし、災害発生時に行政書士が県民の支援に向けてその力を存分に發揮できるよう、研鑽を重ねる所存です。



宮川外茂次氏黄綬褒章受章を祝う会

総務部長 宮川 敏彦

平成30年9月29日(土)、ホテル日航金沢3階孔雀の間において、宮川外茂次氏の黄綬褒章受章を祝う会が、発起人代表の当会顧問であり石川県議会議員の稻村建男先生及び当会会长向井隆郎をはじめとする発起人の方々の呼びかけにより、盛大に開催されました。

祝う会には、ご来賓の方々をはじめ、ご親族の皆様方、ご友人、取引先の企業様、他士業の先生方、他単位会の行政書士の先生方及び当会の会員と大勢の方々が参加され、受章の喜びを分かち合いました。

会では、最初にご祝儀として、西芸妓連による『君が代松竹梅』が披露され、開会の辞、受章者プロフィール紹介、発起人代表挨拶、ご来賓からのご祝辞と続き、ご令孫による花束贈呈が行われました。

その後受章者からの謝辞では、会開催のお礼とともに、受章は個人の力でできるものではなく石川県行政書士会全体が一体となって地域の皆様のお役にたてるため努力してきたものであり、石川県の行政書士全体の事業活動がお褒めをいただきものだと思っている。行政書士を気軽に利用できるまでに認知されるにはまだまだ道半ばだと思っているので、その日を迎えることができるまで引き続き努力したいといった決意が述べられ、最後に皆様方に感謝を述べられておりました。

鏡開きの後、乾杯が行われ、歓談中には日本行政書士政治連盟会長や日本行政書士会連合会中部地方協議会会長からのお祝いの言葉がおくられました。また、祝奏としてスタジオアルパ金沢によるアルパ演奏が披露されました。最後に、祝い締め、閉会の辞が執り行われ祝う会は閉会されました。

宮川外茂次氏は昭和61年2月に行政書士事務所を開業し、当会の役職を歴任され、会長職は2期4年務められました。また、日本行政書士政治連盟の副会長を3期6年務められました。この度の受章は、これまでの行政書士の地位向上と行政書士制度の発展に尽力された多大なる功績が評価されたもので、当会にとっても大きな喜びであり、誇りであります。

この名誉あるご慶事を心からお祝い申し上げるとともに、宮川外茂次氏のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げます。



以下、式次第

ご祝儀	西芸妓連	向井 隆郎
開会の辞	石川県行政書士会会长	藤井 國穂
受章者プロフィール紹介	石川県行政書士会相談役	稻村 建男
発起人代表挨拶	石川県行政書士会顧問 石川県議会議員	



ご来賓ご祝辞

日本行政書士会連合会会長

遠田 和夫

元文部科学大臣

馳 浩

総務大臣政務官

山田 修路

石川県知事

谷本 正憲

金沢市長

山野 之義

受章者ご令孫

元屋 優芽

宮川 外茂次



花束贈呈

受章者謝辞

鏡開き

乾杯

祝宴・ご歓談

お祝いのことば

石川県議会議長

作野 広昭

日本行政書士会連合会中部地方協議会会長

若林 三知

日本行政書士政治連盟会長

山下 寛

日本行政書士会連合会副会長

山田 高嗣

祝電披露

スタジオアルパ金沢

祝奏

石川県行政書士会 副会長

濱田 隆弘

祝い締め

石川県行政書士会 副会長

寺分 努

閉会の辞



会長と語る会報告

社会貢献事業部 西海 雅規

石川県行政書士会社会貢献事業部では、11月9日(金)、東山口ベールデュマにて、「会長と語る会」を開催しました。9名の部員と加賀支部長が参加されました。

向井隆郎会長より、テーマを「社会貢献事業部の成り立ちとその後の変遷」とした資料を準備いただき、行政書士の社会的地位の向上と社会的認知度の向上について詳しくお話をいただきました。

「これから日本の人口減少がもたらすインパクト」「外国人の受け入れ政策」「第四次産業革命」と題して、労働人口(外国人)を増やすのが先か、技術革新による生産性の向上で労働人口が減少しても維持できる社会にするのが先か、2020年の東京五輪・パラリンピックまでにその選択が迫られる。と日本の未来を見据えた発言もありました。

どちらにせよ、社会的な課題に対して、行政書士にしかできない分野を探し、見つけて、課題を解決していくことで、行政書士の社会での存在意義を示し、また、その為には、行政書士の社会的な評価、知名度を高めていくことが必要であると語られました。

その後の懇親会では、美味しい料理・ワインの効果も手伝い終始笑顔で部員のテーブルを回られました。



平成30年度

第3回理事会開催報告

広報部長 河越 俊雄

平成30年12月8日(土) 午前10時30分より、石川県地場産業振興センターにおいて、会長、名誉会長、副会長、理事、委員長の24名が出席し、第3回理事会が開催されました。向井会長の挨拶の後、以下の通り議事が進行され、慎重審議の結果、議案通り承認可決されました。

議事録署名人 今村理事、中村理事

1 報告事項

- ①日行連報告 向井会長より、11月11日～12日に開催された日行連理事会について報告。
災害助成基金、封印業務の再々委託、行テラス構想等について説明。
会長会(奈良県開催)、全国総務部会についても報告。
- ②中地協報告 濱田副会長より、8月3日、愛知県行政書士会にて開催された中地協理事会について報告。会員事務所への立入検査(愛知)、産学官連携(石川)、空家コンシェルジュ(富山)等について説明。
- ③各部・各委員会事業報告 総務部、経理部、法規監察部、広報部、業務指導部、社会貢献事業部、行政書士試験対策特別委員会、特定行政書士研修・考查実施対策委員会、申請取次行政書士管理委員会、I C T特別委員会、官民業務受託特別委員会、封印管理委員会、産学官連携推進委員会より上半期の活状況について報告。
- ④支部長会報告 無料相談会の取組、11/22 徳島会視察(徳島会は、当会と支部人数構成比が類似の単位会)について報告。
- ⑤砺波市から苦情申し立て(職務上請求書について)の報告。

2 審議事項

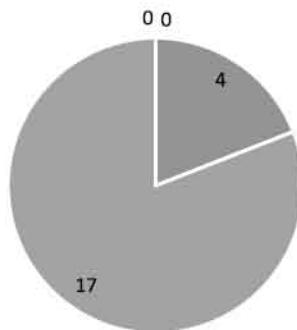
- ①各部・各委員会 平成30年度下半期事業実施計画
総務部、経理部、法規監察部、広報部、業務指導部、社会貢献事業部、封印管理委員会、I C T特別委員会、官民業務受託特別委員会、産学官連携推進委員会より、下半期事業計画及び審議事項について説明があり、協議審議されました。
- ②会則施行規則の改正に関する件
総務部と経理部の統合、広報部と法規監察部の統合、業務指導部の業務部への変更
- ③役員選任規則の改正
副会長の選任について、会長推薦とする改正
- ④会費未納者に対する少額訴訟に関する件
- ⑤苦情相談対策特別委員会委員選任の件
宮川外茂次氏を選任



会報いしかわについてのアンケート集計結果

アンケート総数 21

Q1.会報いしかわを見ているか？

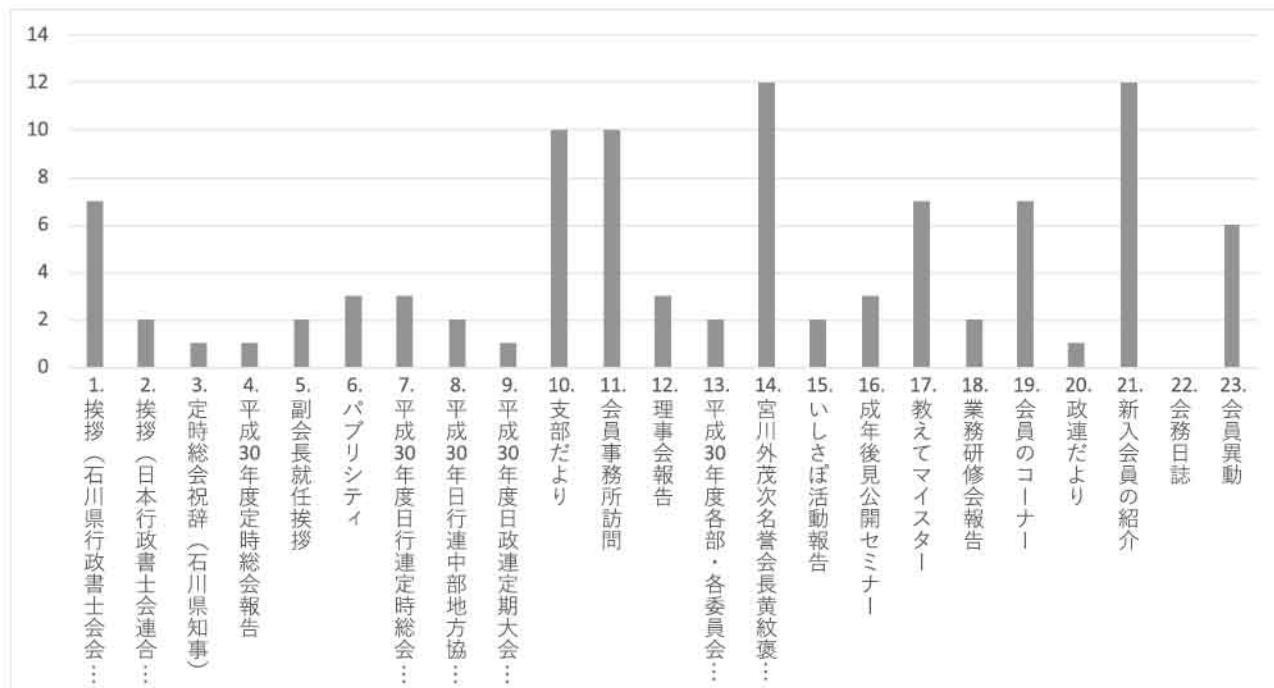


■全て見ている…4 ■大体見ている…17 ■ほとんど見ていない…0 ■全く見ていない…0

見ている理由

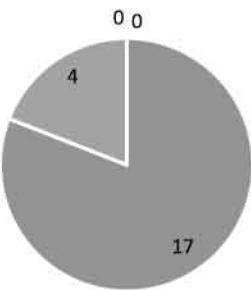
- これから自分がどんな行動をとればいいのかヒントがたくさん載っている
- 他では得られない情報が載っている
- 文字ばかりで読む気が失せていたが、今回の表紙から手に取ってみようと思ったようになった
- 会費を納めているから
- 行政書士の仕事の事や他先生の考え方わかるから
- 会員として内容を理解したいし、原稿掲載者の事もわかるから

Q2.興味を持った記事は？



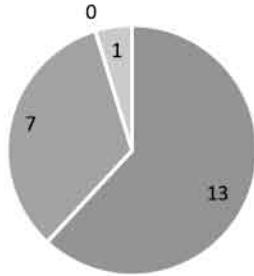
Q3

①表紙のデザイン変更



■良い…17 ■普通…4 ■悪い…0 ■無回答…0

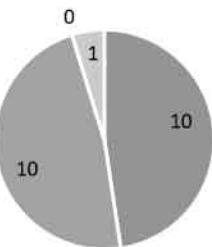
良い理由：スマート、中身を開いてみたいと思わせる
夏らしくさわやか
石川県として金沢としての取り組みがバーンと出ている
色合いがよく特集を表示したのが良い



■良い…13 ■普通…7 ■悪い…1 ■無回答…1

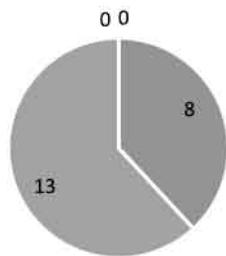
良い理由：メッセージが伝わる
躍動感がある
会長の写真が生き生き、かっこいい
印象がよく目を引かれる

③教えてマイスター！



■良い…10 ■普通…10 ■悪い…0 ■無回答…1

良い理由：スペシャリストを知るきっかけになる
これからの人には希望が持てる
建設業の事業承継に関心があった
研究会での内容を研究科メンバーの方から
一般会員にも研修会等で教えてほしい
行政書士が常に新規分野を模索することが伺える
普通の理由：もっと内容を深くしてほしい



■良い…8 ■普通…13 ■悪い…0 ■無回答…0

良い理由：タイトルが良くなかった
写真入りでわかりやすい
保存されるので後で読み返せる
会員の意外な一面が知れる

Q4.今後取り上げてほしい企画

業務の新規開拓、民法の改正、業務上便利なグッズや書籍の紹介、研修会の内容の報告、ガメラ通信の連載
専門書が充実している書店、リーズナブルな封筒印刷・はんこ屋、健康管理法



Q5.会報いしかわへのご意見等

提案：カラー写真の多用、縫じ穴(2つ穴)を設けると廃棄しなくなるのでは
感想：紙面づくりがよくなつた
次号も楽しみにしてる、ありがとうございます

教えて！マイスター



相続法改正・ 遺言書保管法の概要

(平成30年7月13日公布)



家族法研究会 世話人 西山 忠

平成30年に民法の一部改正と遺言書保管法の制定があり、相続・遺言手続に新しい制度が創設されました。

特に、自筆証書遺言の方式が緩和され、自筆遺言証書の保管制度が創設されたことは、行政書士にも影響が大きいので、私なりに紹介させて頂きます。これらの新法については、法務省のwebサイトに解説記事がありますので、こちらもご覧下さい。

1. 配偶者居住権の創設

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有建物を対象として、配偶者に、終身又は一定期間、使用又は収益を認める法定の権利を新設する。

- (1) 短期居住権—相続開始時に無償で居住していた建物に最低6か月間無償で使用できる法定債権(新民 § 1037)
- (2) 長期居住権—配偶者が相続開始の時に居住していた建物を自身の死亡まで無償で使用収益できる法定債権
 - ① 遺産分割の選択肢の一つとして、配偶者は配偶者居住権を取得できる。
(新民 § 1028、1030)
 - ② 被相続人の遺贈等によって配偶者は配偶者居住権を取得させることができる。
 - ③ この権利は、(1)と異なり、登記できる。(新民 § 1031、新不登 § 3⑨、81の2)

2. 遺産分割に関する

- (1) 夫婦間で行った居住用不動産の贈与の保護—持戻し免除の意思表示を推定
婚姻期間が20年以上である夫婦の一方が他方配偶者に対し、居住用不動産(建物又は敷地)を遺贈又は贈与した場合は、持戻しの免除の意思表示(民 § 903-3)があったものと推定し、遺産分割で、居住用不動産の持戻し計算を不要とする。(居住用不動産を特別受益として扱わない)

(2) 保全処分の要件緩和・仮払い制度等の創設

- ① 預貯金債権の仮分割仮処分の要件(家事 § 200-2)を緩和する。
家庭裁判所は、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により預貯金債権を(ア)行使する必要があると認めるときは、(イ)他の共同相続人の利益を害しない限り、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができる。
- ② 家庭裁判所の判断を経ないで行う預貯金の払戻し(仮払い制度)(新民 § 909の2)
相続人は、預貯金債権のうち、各口座ごとに以下の額までは、単独で払戻しができる。
払戻額=(預貯金債権の額)×(3分の1)×(払戻しを求める相続人の法定相続分)

(ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令の定める限度)
現行法では、遺産分割協議が調わないと、預貯金の引出しができないが、葬儀代や当面の生活費などは遺産分割を待っていられないこともあるため。

(3) 遺産の範囲（遺産分割前に財産が処分された場合）

- ① 共同相続人全員の同意により、処分された財産を遺産分割の対象にできる。
(新民法 906条の2)
もしできないと、処分した相続人が不公平な利益を得てしまうため。
- ② 共同相続人全員の同意により、処分された財産を遺産分割の対象にできる。
共同相続人が財産の処分をした場合には、処分をした共同相続人に①の同意は不要とする。

(4) 遺産の一部分割もできる。(新民 § 907)

争いのない遺産についてのみ遺産分割をすませたほうが早く遺産を取得できるため。

3. 遺言等により承継された特定財産に関して

以下の2つの権利承継は、登記を備えなければ第三者に対抗できない

- ① 遺言による指定相続分 (法定相続分を超える部分のみ)
- ② 遺言による遺産分割方法の指定 (")
従来、登記なくして第三者に対抗できたが、遺言で対抗要件不要な状態を作り出せるのはおかしい。
そこで、法定相続分を超える部分を第三者に対抗するには登記を要するとした。
(新民 § 899条の2)

4. 寄与分に関してー相続人以外の者の貢献に配慮する制度の創設(新民 § 1050)

お嫁さんは相続人ではないため、義理の親の介護をしても相続分や寄与分が認められなかつたが、これを改め、相続人ではない親族で無償の療養看護や労務の提供をした者は、相続人に金銭の支払請求ができるとした。

5. 遺言に関して

(1) 自筆証書遺言の方式緩和

現行法では、遺言書すべてを自書する必要がある(§ 968-1)
しかし、不動産の表示などを正確に書くのは遺言者にとって負担が大きい。
そこで、相続財産の目録については自書が不要とする。(新民 § 968-2)
※平成31年1月13日に施行されました。

(2) 自筆証書遺言の保管制度（遺言書保管法）

- ・ 保管申請：対象ー自筆証書遺言書(民 § 968)のみ(§ 1)。
封のされていない省令様式に従って作成されたものであること(§ 4-2)
管轄ー遺言者の住所地・本籍地・不動産の所在地の遺言書保管所 (§ 4-3)
方法ー遺言者が自ら出頭して、申請人の本人確認をしておこなう。(§ 4-6、§ 5)
- ・ 保管及び情報の管理：遺言書保管所において原本を保管し、画像情報等の遺言書に係る情報を管理する。(§ 6-1、§ 7-1)

- ・閲覧、保管申請の撤回
 - ① 遺言者は、保管遺言書の閲覧を請求できる。(§ 6)(遺言者以外は、遺言者生存中にできない)
 - ② 遺言者は、保管申請を撤回できる。(§ 8)
撤回されると、遺言者に遺言書を返還され、遺言書に係る情報が消去される。(§ 8-4)
- ・保管の有無の照会及び証明書(保管事実証明書・遺言書情報証明書)の請求—遺言者死亡後に、相続人・受遺者等ができる
 - ① 遺言書情報証明書(遺言書の画像等を用いた証明書)の交付請求・遺言書原本の閲覧請求(§ 9)
 - ② 保管事実証明書(遺言書保管の有無を証明した書面)の交付請求(§ 10)
- ・検認の適用除外: 保管遺言書は、遺言書の検認(民 § 1004-1)の規定が適用されない。(§ 11)
- ・手数料: 保管申請・閲覧請求・遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付請求に要する。(§ 12)

(3) 遺言執行者の地位と権限(新民 § 1012、1015)

- ① 遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる(新民 § 1012-2)
- ② 遺言執行者の権限内の行為は相続人に對し直接にその効力を生ずる。(新民 § 1015)
- ③ 相続人がした遺言執行を妨げる行為—善意の第三者に対抗できない(新民 § 1013-2)
現行法では、第三者の保護規定がないためその行為は絶対的に無効である。
しかし、遺言執行者の存否は第三者にはわからないため第三者の保護に欠けるため。

6. 遺留分に関して

- (1) 遺留分権利者が遺留分の侵害を受けた場合にする請求を金銭の支払請求とする
現行法では、遺留分減殺請求権を行使すると、物権的効果が生ずるとされ、その結果、権利者と減殺請求を受けた者との共有となり、その後は、共有物分割で解決することになる。
しかしこの方式では、うまく解決できないことがある。
そこで、侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする。(新民 § 1046-1)
- (2) 遺留分額算定の対象—相続人への贈与(特別受益)は死亡前 10 年間に限定(新民 § 1046-1、§ 1044-3)
現行法では、時期の限定がなく、何十年も前にされた贈与も対象となる。
しかし、法の趣旨は「遺留分を主張されないように死亡間際に生前贈与することを防ぐ」ことであるから、時期を制限することが趣旨にかなう。

7. 施行期日

原則 :	一平成 30 年 7 月 13 日から 1 年以内の政令で指定する日
例外①: 配偶者の居住権(前記 1)	一平成 30 年 7 月 13 日から 2 年以内の政令で指定する日
例外②: 遺言書の方式(前記 5(1))	一平成 31 年 1 月 13 日
例外④: 遺言書管理制度(前記 5(2))	一平成 30 年 7 月 13 日から 2 年以内の政令で指定する日
例外③: 債権法改正の影響がある規定	一平成 32 年 4 月 1 日(債権法改正の施行日)

第29回 全国女性行政書士交流会inあいち

金沢支部 壁 真利子

石川会会員の壁真利子です。初めて全国女性行政書士交流会に参加いたしました。石川会からは合計5名の参加でした。

9月28日早朝、金沢駅から特急しらさぎに乗り込み、楽しい会話を弾ませながら3時間ほどで名古屋に到着となりました。

1日目は交流会と懇親会が開催されました。会場は愛知会の女性会員おすすめの名古屋マリオットアソシアホテルというとても素敵なホテルでした。会場に到着後、セミナーの開始までに時間がありましたので、会場ロビーにて「はち丸くん(名古屋市ゆるキャラ)」と並んで写真撮影などをして過ごしました。

日本行政書士会連合会の遠田和夫会長、名古屋市の河村たかし市長、愛知会の前田望会長が来賓として参加され、河村市長からの軽妙で笑いが絶えない祝辞から交流会が始まりました。

第1部の基調講演では、講師に市川房枝記念会女性と政治センター理事林寛子さんを迎えて、「先人に学ぶ女性像」と題し講演いただき、戦後の女性の活躍を学ぶことができました。

休憩時間には、可愛らしい柄の紙袋が一人ひとりの手元に届きました。袋を開けると各県から参加された方達がお土産として持ち寄った銘菓がたくさん詰まっていました。とてもおいしかったです。

休憩が終わると、第2部の「行政書士としての高齢社会への対応」というテーマで、社会保険労務士、社会福祉士などが参加したパネルディスカッションが始まりました。これから行政書士の在り方を考えさせられるテーマで、パネリストの方々の真剣な業務の様子が伺え、今後の業務に大変参考になるお話を聞きました。

交流会が終わり、参加者全員で記念写真を撮りました。

引き続き懇親会が始まり、おいしい料理をいただきました。各会のごあいさつの言葉に長年携わってこられた女性会員のご苦労を感じ取ることができました。今年は石川会も5人参加させて頂きましたが、来年以降も一人でも多くの参加者が増えたらと感じました。

2日目は名古屋観光。人数は交流会の半分ほどになりましたが、バスの中での楽しい会話やお弁当での各会の皆さんの笑顔が印象的でした。

徳川美術館、トヨタ産業技術記念館、ノリタケの森の見学をし、帰路につきました。

愛知会の男性女性を問わず、会員の皆さんにご準備を頂き、隅々への気遣いが行き届いた大変素晴らしい交流会でした。

今回、全国女性行政書士交流会に参加して一番良かったなと思うのは、一緒に行った石川会の女性メンバーと交流を深めることができた事です。

年の差にもかかわらず、フランクにお話することができてとても嬉しかったです。

次は広島です。来年も参加したいと思っています。とても有意義な交流会でした。



特定行政書士法定研修・考查実施報告

特定行政書士研修・考查実施対策特別委員会 委員長 宮川 外茂次

今年度も「特定行政書士法定研修・考查」が去る10月21日(日)午後2時から4時まで考查が行われました。これは、皆様ご承知の通り今年で4回目となり、平成26年6月の行政書士法一部改正により行政書士に「行政不服申立て手続きに関する代理権」付与されました。この業務を行うことができる行政書士になるための法定研修・考查であります。

法定研修は、8月4日・8月25日・9月1日・9月22日の4日間で朝10時から4時頃までの長時間研修で出席必須が要件となっていました。また、考查検討会(任意出席勉強会)を10月13日に実施しました。これは過去3回分の問題を出席者で解きあうなど理解力を深めることができます。全員出席されました。

今年の「法定研修・考查」には当会から6名(男5名・女1名)の受講応募がありました。法定研修・考查とも全員出席され12月4日に日本行政書士会連合会から考查結果の公表がありました。当会の受験者は6名でしたが4名の合格となりました。全国での受験者数は465名で319名の合格で合格率は68.3%でした。

当会では合計で38名の特定行政書士が誕生したことになり、行政書士が法律隣接職と位置付けられる「街の法律家」が着実に増加していることとなりました。特定行政書士は、行政書士が日頃顧客各位の各種の許認可手続きを行っていますが、その処分が顧客にとって不利益なものの場合顧客に代わって不服申し立てができる資格であり、顧客からの信頼は今まで以上に大きくなります。顧客にとって許認可取得で信頼し、不利益処分に対し不服申し立てまで依頼できるという信頼と安心できる行政書士となるわけです。

今年は4名の合格でしたが特定行政書士が会全体の10%を超えることができました。当会としてはと言われる特定行政書士に30%～40%の会員が登録できることを望んでいます。まだ受講・合格されていない会員各位には会として手厚い受験対策を実施しているこの時期に沢山の会員がチャレンジして下さることをお願いして報告とします。

平成30年度 コンプライアンス研修開催決定

法規監察部長 前川 仁恵

今年度、法規監察部では3月4日(月)コンプライアンス研修を開催します。場所は、石川県地場産業振興センターです。

当日は、向井隆郎会長を講師にお迎えし、職務上請求書記入についての講義を、その他職業倫理、違反事例等、行政書士として必要な知識や基本姿勢を皆様に再確認、習得していただくための研修となっております。

昨年12月の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立により、今後、申請取次の取扱い案件も増加されることが予想されます。私達も行政書士としての法令遵守・職業倫理についてもさらに厳格さを求められます。

今回の研修は、会員の皆様に必要なスキルを身に付けていただく内容となっております。是非、今回の研修に1人でも多くの方に参加していただきたいと考えております。特に、会員登録5年未満の方は必須です。

石川会としては、今後、この研修を皮切りにコンプライアンス研修の受講が、すべての会員に必須となる動きとなります。

詳細は、2月初旬の研修会案内にてご確認下さい。

研修会の報告及び今後の予定

業務指導部長 茅野 智勇

「相続業務を扱う行政書士のための基礎知識」

日 時：平成30年10月2日(火)

会 場：石川県地場産業振興センター

内 容：第1部「戸籍を読めるものは相続を制する！」

講師：金沢市市民局 市民課 記録係長 山田 真美氏

第2部「相続手続のイロハ～手続の流れから、行政書士として活躍できる範囲～」

講師：家族法業務研究会 代表世話人 西山 忠会員

参加者：59名

行政書士制度広報月間に併せて開催しました本研修会は、県内各所にて行われる無料相談会において最も相談件数が多い相続業務にフォーカスして行いました。第一部では、戸籍業務の取扱窓口である金沢市市民局市民課より山田記録係長をお招きし、戸籍の正しい取り方、読み方、調べ方など戸籍制度の歴史の変遷に触れながら丁寧にご講義いただきました。

第二部では、家族法業務研究会による成果研修として代表世話人である西山会員を講師に、行政書士にとって必須の「相続業務のイロハ」として、相続手続きの基本的な一連の流れ(相続財産が動産・不動産)から、行政書士として活躍できる相続業務の範囲、他士業との業界から連携への必要性などについてご講義いただきました。

相続業務を体系的に理解したうえで、戸籍を正確に解読し、相続人を確定させることは相続業務において最重要であります。また、本研修にて得られた知識は、相続業務限らず様々な場面において手続に困っている県民・市民をサポートすることが可能になります。

この後行われました広報月間無料相談会では、過去最高の相談件数を計上いたしました。本研修会での内容がその一助となりましたのであれば、業務指導部としても喜ばしい限りであります。

業務指導部では、このような研修会を数多く開催したいと企画を練っております。今後とも当会研修会にご期待いただき、ご参加くださいますようお願い申し上げます。



今後の研修会予定

- 2月 改正民法第1回(債権)
改正民法第2回(親族)
入管業務(国際業務研究会)
中小企業支援(中小企業支援業務研究会)
- 3月 交通事故業務(基礎、外部講師)

いしさば 活動報告

愛称



いしさば広報・相談部長 寺分 努

福祉のつどい2018金沢に参加しました！

今年度より、本会社会貢献事業部や金沢市社会福祉協議会等々関係各位のご協力により、「福祉のつどい 2018 金沢」に「無料相談」ブースを設け、いしさば会員による無料相談会を実施致しました！

「福祉のつどい」にはたくさんの来場者があり、当日行われた「ふれあいコンサート」等のイベントには老若男女様々な方が参加して楽しんでおられました。その会場の一画にブースを設けることにより、かなり「いしさば」をPR出来たのではないかと思います。成果としましては、成年後見だけでなく、遺言・相続に関する相談も受け、全部で 7 件の相談がありました。

続いて、「入会前研修について」は、小山内総務部長からの報告です！



入会前研修について

コスモス成年後見サポートセンターでは、会員の成年後見制度に関する能力を担保するため、入会希望者に合計約 30 時間の研修(入会前研修)を義務付けております。

石川県支部では隔年で開催しており、この度、第 3 期の入会前研修を平成 30 年 10 月より実施いたしました。受講者は 14 名です。

入会前研修は DVD の視聴によって行いますが、今回から研修 DVD の内容が一新されました。成年後見制度の内容と実務にあたって必要となる倫理や周辺知識が、短期間で網羅的に習得できるよう構成し直されたものです。

研修期間は 12 月前半までの 3 か月弱で、回数は全部で 11 回、各回約 3 時間の研修をし、12 月 12 日(水)の最終回終了後には修了試験(効果測定)を実施しております。

成年後見制度については、平成 29 年 3 月に内閣により閣議決定された利用促進基本計画に基づき、全国の各自治体においてその利用が模索されているところ、石川県内市町の活動は遅滞しているのが現状です。

当支部としましては今後、会員をより増やし、石川県行政書士会と協力しながら、活躍の場を拡大していくよう尽力してまいります。

入会前研修は今後も定期的に実施してまいりますので、成年後見制度に関わりたいと考えておられる行政書士会員の皆様におかれましては、次回開催の機会にぜひ受講をご検討ください。

続いて、「出前講座について」は、近藤支部長からの報告です！

出前講座について

今年度は、本会(社会貢献事業部)と連携して、「出前講座」に積極的に取り組んでいます。特に、介護施設・事業所や地域包括支援センター等、高齢者介護関係機関へ直接出かけて、成年後見制度の説明にとどまらず、専門職後見人としてコスモス石川県支部が積み重ねてきた事例や経験等を踏まえた、後見活動の実情や課題にも触れた研修内容が好評です。

去る 11 月 20 日は、金沢市の「地域包括支援センターひろおか」から依頼があり、同センターが管轄する地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を対象とした研修会で講師を務めました。参加者は約 20 人、テーマは「ケアマネジメントに役立つ成年後見制度のお話」でした。依頼者からは、事前に次のような質問が寄せられました。

- 後見人が行政書士、司法書士、弁護士等職種によって対応内容や申し立ての手数料、報酬金額(一般的な金額)にはどのような違いがあるのか？
- 後見人を複数立てることが増えていると聞くが、メリットとデメリットを教えてほしい。
- 制度について、利用者や家族にわかりやすく説明するにはどうしたら良いか？わかりやすい資料があれば頂きたい。
- お金がない方が申請する場合はどうしたら良いか？

講義では、それらの質問にも触れながら、できるだけ具体的な説明に努めました。

研修後は、「後見人制度の基礎の部分から、実際のケースを踏まえてのお話を伺えて大変勉強になった」「今後に生かしていきたい」等の感想も寄せられました。

この「出前講座」を終えて、地域に持ち込まれる複雑な相談現場の最前線では、成年後見の課題についても、相談しやすく後見人等候補者にもなってくれる良質な専門職を求めていることがわかりました。今後とも、本会と連携して、積極的に取り組んでゆこうと思います。

いしさばでは、今後も出前講座や福祉イベントへの参加を始め、一般の方向けの事業により一層力を入れてまいります。今後とも、いしさばの活動に御理解・御協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。



待っちはむかし愛室(その6)

金沢支部 明石 弘貴

特別に暑かった今年の夏、朝から既に三十度を超えていた一日、駅西合同庁舎の廊下を奥へ進み、入国管理局金沢出張所へ向かいます。外の熱気とは緩く遮断されているような、わずかな涼しさを感じながら、入口の重いガラスドアを開けると、いつもとは明らかに異なるようなざわつきを感じました。これまでならば、その待合室（と言っても、特に区切られたスペースではなく、やや高い受付カウンターの前にある数人分の空間と二列の簡素な長椅子があるだけの場所）には、誰もいないか、数人のアジア人と思しき人達がいる風景が多かったのですが。その日は、ただでさえ狭いスペースが、外国人で溢れるばかりの状態となっていました。少しの長椅子は、もちろん、何組かの外国人家族などに占められていて、私の座るスペースはありませんでした。すると、その中の一人のお母さんが、私の体の不自由さに気がついたように、子供達に、席を詰めるよう指示をし、できた一人分のスペースへ、優しい視線で、私に座るように促してくれました。私は、そのアジア系外国人家族に対して、「ありがとうございます」の言葉と小さく頭を下げて感謝の意を伝えると、そのお母さんは、ニコリと一つうなずいてくれました。

その日には、窓口担当者から、初めて番号札を渡され、自分の順番が来るまでには、数時間かかるのではないかと、ウンザリとして待っていると、別の中国系のご夫婦と思われる二人が、希望の許可がもらえないのか、無駄に高いカウンター越しに、若い入管担当者へ、大きな声で何かをまくし立てていました。

その後、意外と早く私の順番が呼ばれ、やや訳ありの、期間更新と永住の同時申請書類を提出し、特段の問題もなく、ひとまず受け付けられました。

平成最後の記憶に残る暑い夏のある日の金沢入管でのひと時でした。

「秋色に染まる裏磐梯五色沼・仙台牛タンと日本三景松島」を旅して

金沢支部 的場 晴次

年に一回の旅行を今年は東北方面と思いネットで検索したところ、11月11日～12日の一泊二日のバス旅行があり早速予約。

11月11日午前7時10分発のバスに乗り込むと、同行者はほとんどが私よりも人生の先輩と見受けられる夫婦連れ。バスが出発すると隣の席の奥様が日本酒のカップを取り出すと豪快に一杯。元気な人生の先輩にこちらはびっくり。

バスは一路裏磐梯を目指して疾走するが、添乗のガイドさん曰く、裏磐梯の紅葉はすでにピークを過ぎており、途中の紅葉を楽しんで下さいとのこと。紅葉のピークを過ぎた裏磐梯五色沼を散策し、午後5時30分に仙台のホテルに到着。早速、牛タン専門店で夕食を取ったが、残念ながら私の口には合わず、早々に仙台駅前でお土産として仙台名物の「萩の月」等を購入。

翌日は、塩釜市の笹かまぼこの工場見学と遊覧船での松島湾めぐりを楽しんだが、東日本大震災の影響で、多くの小島が浸食を受けたとのこと。改めて自然の脅威を感じた。

最後に瑞巌寺を見学し帰途についたが、バスはひたすら金沢に向けて走り続け、仙台から金沢までの距離の遠さを実感しつつ、金沢駅西口に午後9時30分に無事到着。

家について、自分へのお土産として買った笹かまぼこを肴に飲んだビールが旨かった。



「お正月には凧あげて…。」

まもなく還暦だが、赤いちゃんちゃんこは着ないと決めてる輪島支部の 中村 敏彦

お正月。双子の孫を座らせる。お年玉をもらえると思って、飛びつくように座る孫二人。

「じいじ、今からお前たちに言っておきたいことがある」えっ何?と不可解そうな孫の顔。

さらに声を落として「しっかりと聞くげぞ」と念をおす。孫たちは、めちゃ不安そうな顔に。

ちょっと間をおいて「じいじ、実はウルトラマンやってん」

「うそお」「うそや」「なら、なんで、やめたん」「空とんでみて」「どんなんして変身するが」などと、想像以上に食らいついてくる孫二人。

「空飛ぶがちきねえなったし、やめてん」「年もとったし、体も重てえなったしな」

その後もさらに真剣な問い合わせが続くので、「うそだびお~ん」と白状すると、「やっぱりな」「そうやと思った」と満面の笑み。そして着物の袂から「あけましておめでとう」とウルトラマンのお年玉袋を渡すと、さらに、笑みがあふれる孫二人。

一緒に初風呂に入ると、いきなり、じいじの腹を突っつき、「ふによよによ感はんぱないですね」と口ずさむ孫一人。「ばあばも、ふによよによやぞ」「ばあばにもしたらどうや」と言うと、顔を横に振る。「なんでしんげ」と聞いても、ニヤニヤ笑って答えない。孫なりに、女である、ばあばを気遣っているのか。その後、湯舟の中でくっせえ屁をこき、「ごめんごめん」と謝るが、じいじには、何の気遣いもない孫一人。

「じいじ、凧作って凧あげしよう」ともう一人の孫。「何言うとる、こんなひでえ天気やし出来るわけがないがいや」「ほらけど、お正月には 凧あげて、やろ」それはな、と、太平洋側と日本海側の冬の天気の違いを説明する言葉を途中で遮り、「うなん、ほんなら花札しよう」と、じいじの話の腰をあっさり折るマイペースな孫一人。

孫との何気ない会話が途切れることなく続いた、楽しいお正月。「はやくこいいお正月」。

でも、あと何回、正月を迎えるのだろうかと、ふと考え込む還暦の行政書士。

私の闘病体験記

小松支部 大中 久子

私は昨年十月下旬から本年二月下旬まで小松、金沢、根上の各病院で入院治療を続けておりました。事の発端は二つの病院の薬を併用していたところ、薬の副作用から体に異常が起り、入院せざるを得ない症状に追い込まれたのです。初めの病院では病名がわからず、二つ目の病院で病名がわかりました。成人スタイル病という病気で三月に指定難病に認定されました。この病気の特徴は、私にとってはっきりしませんが、腰から下肢の筋肉が弱くなり、階段などの段差がある所ほど苦手になってきてています。現在では、ほとんどの所は杖なしで歩けますが、普段行けない場所や建物の中へ行く時は、杖があれば人一人分の働きをしてくれます。それでも手を取り合って、あるいは手をつないでいくという行動は非常に大切だと感じています。一日の散歩の時間が以前に比べて減って来ているので、最低三千歩から五千歩を目指す習慣にしたいです。

入院して、毎日規則正しく所定の日程活動を展開していくのですが、特にリハビリ、入浴は決まっていて、時間は過ぎていくのですが、食事、睡眠などの時間を除きどうしても余暇という時間が出てきます。その時間はテレビを見るか、人と会話をするか、読書をするかという時間です。病室は個室か相部屋かにもありますが、同室の人とおしゃべりをするという日々でした。Yさんという91歳の方とは話が合い、10ヶ月足らずだったと思いますが、本当に楽しくおしゃべりができ、疲れるくらいでした。

今、こうして自宅に帰り、月一度の診察で血液検査をし、服用の薬を処方してもらっています。要介護1の体ですが、一月の終わり頃、再度認定の可否が審査されます。市の「高齢者ちょこっとお助け事業」の中から利用決定を受け、草むしりや雑巾かけなどをしていただいて年末を迎えたいたいと思います。とにかく、一年前とは雲泥の差とまではいきませんが、だんだん平常の自分の生活に戻れる幸せを感じております。

もう仕事なんてしない

金沢支部 森 欣史

年が明けてしばらくたつと春になりますが、春はお別れのシーズンです。

もう何年も前のことですが、当事務所の職員が退職する際に、替え歌をつくって送り出したことがありました。原曲は横原敬之さんが1992年に発表した「もう恋なんてしない」という歌です。

その後、この歌を歌うことはなくなりましたが、せっかく作ったので、ここで皆様にご紹介したいと思います。

「もう仕事なんてしない」(作詞 森 欣史 作曲 横原敬之)

君がいないと 何にも
できないわけじゃないと
書類を封筒に入れたけど
切手のありかが
わからない
ほら 申請書も作れたもんね
だけどあまり すばやくない
君が作ったのなら 文句も
思いきり言えたのに

退職を 告げた君の
気持ちは わからないけど
いつもより 眺めがいい
机に少しどまどってるよ
もし君に 1つだけ
強がりを言えるのなら
もう仕事をしないなんて
言わないよ 絶対

2本並んだ ペン立ても
1本捨ててしまおう
君が使っていたパソコンも
もったいないけど
売ってしまおう
「男らしくいさぎよく」と
残業かかる僕は
ほかの誰から見ても一番
「ワンマン所長」だろう

君あての eメールが
着信して一いるうちには
画面上で たまっている
「未読」を見つめて
心配だけど
2人で 出せなかった
成果は 今度会える
君の知らない 補助者と
見つけてみせるから

一緒にいるときは
給料が 負担だけど
やっと 余裕を手に入れた
ぼくはもっと淋しくなった

こんなに いっぱいの
君の仕事も 抱えて
ムダな 雑用ばかりでも
してくれる ありがたみ 知った

本当に 本当に
君が 必要だったから
もう事務所を 閉めるなんて
言わないよ 絶対

いかがでしょうか？ よろしければご感想をお聞かせください。

なお、当事務所には2名の補助者がいますが、退職されたら多分、この歌のような状態になると思われます。この場を借りて感謝申し上げます。

全国女性行政書士交流会in愛知に参加
「先人に学ぶ女性像」市川房枝記念会理事

輪島支部 大森 千歌子

全国の同志集いしこの年も

参加できたる喜びひとしお

いにしへに 女性活躍めざしたる

市川女史の功績頼もし

先人の活躍ありて今あると

女性進出社会來たるを

女性ゆえ才能あるも埋もれし世
希望の光求めし先人

先人の苦労活躍へ

平和な時代の礎となり





政連だより～ご存知ですか？行政書士法～

石川県行政書士政治連盟 副会長 濱田 隆弘

平素は、石川県行政書士政治連盟の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げる次第であります。さて、平成30年11月15日(木)～16日(金)東京・虎ノ門タワーズオフィスにて平成30年度第2回日政連幹事会が開催されました。

1日目は、平成30年度中間監査報告や各員会の活動報告を中心に報告事項のみで特に審議事項や協議事項はありませんでした。

2日目は、各委員会に分かれて、上半期の執行状況や下半期の事業活動内容の確認を行い、特に新たなトピックなどもありませんでした。

今後、新たなトピックがあつたり行政書士法改正情報があれば、しっかりとお伝えする事をお約束します。今回は、「行政書士法」について少し触れたいと思います。

以前より、行政書士登録をした会員とお話する機会があるたびに「行政書士法を読んだ事がありますか？」と問いかけると、口をそろえて「読んだ事がない」と返答がございます。

我々について規定している行政書士法を一度も目を通さずに登録伝達式に臨んでいらっしゃる方が多数いらっしゃる現状がある事実は、私にとって衝撃的でございました。

平成17年の行政書士試験を最後に試験科目から削除された関係もあるかもしれません、自身の職業を規定している法律があるにも関わらず、知らないでは済まないと思います。

行政書士法の成立過程や改正過程をご存知でしょうか？

法律は、国会での決議を経て成立します。行政書士法も改正時にあっては改正法案が国会へ上程され決議を経て改正がなされます。しかしながらその行政書士法改正「法案」には、他の土業と異なり、そう簡単には上程・決議がなされません。なぜなら行政書士法の改正は議法からなる議員立法であるからです。

「法案」には「閣法」と「議法」の2つがあり、「閣法」は内閣提出法案、「議法」は議員提出法案です。

内閣提出法案は、各省庁で役人が起案し、内閣法制局で、行政法上の並びや憲法との整合性などの法制上のチェックを受け、間違いないという太鼓判を押してもらいます。そうした法案が閣議にかけられ、閣議決定されて国会へ提出されます。内閣提出法案は、内閣はもとより政権与党にとって優先課題になるので、政府与党としては、議院内閣制の中で、内閣提出法案である閣法を成立させる事が最優先となるわけです。

民法やいわゆる入管法など我々の業務に関係する法律や、弁護士法や司法書士法などもこの閣法です。

一方、行政書士法は「議法」いわゆる議員提出法案のみにて法改正がなされる事となっております。山積みされた法案の中から、閣法のように優先的に取り上げてくれる事はないのが現状ですので、その法改正には大変な手間と労力を要する事となります。

その一つに、議法は、閣法の審議日程に大きく影響しないように、原則として全会一致になるように自民党から共産党まで根回しをしなければなりません。

ここに議員立法の大変さがあります。仮に否決されたり、審議日程に間に合わず廃案になった場合には、法改正への道が険しくなるわけです。

つまり、行政書士制度の発展ひいては行政書士の業務拡大や遂行の利便さを実現するための行政書士法改正には、全ての政党への協力を取り付け、優先的に改正案を国会へ提出していただく事が最重要となります。

日本行政書士政治連盟では、行政書士制度に理解のある政党、国会議員や行政書士制度推進議員連盟と協議、陳情等を積極的に行い、各省庁に理解を求め法改正実現への活動を日々行っております。

近年の成果としまして、特定行政書士の創設に関する法改正がありました。

また、石川県行政書士政治連盟では、日本行政書士政治連盟の活動のサポートをするとともに、行政書士業務に関して石川県内各行政機関における窓口手続きの改善や業務遂行の円滑化を実現するために、石川県行政書士顧問議員団と協議、陳情等の活動を行っております。

近年の成果としまして、各土木事務所における石川県証紙の販売や各市町農業委員会における法令遵守徹底による非行政書士排除がありました。

一言でいうと、議員立法である行政書士法の改正を実現する事により、業務の環境が向上し、収入が増えるという事です。

どうでしょうか？行政書士法に少し興味がわきましたか？

まだ見たこともない会員の方、是非ともこの機会に行政書士法を一度、眺めてみて下さい。

会員の方々それぞれが行政書士法に興味を持っていただき、法改正の必要性や行政書士とは何かなど様々な議論をしようではありませんか。

行政書士法を真剣に考える事で、行政書士としての誇りを見つめ直してみませんか？

新しい6人の仲間紹介



海本 慎二
(うみもと しんじ)

- 金沢支部
- 平成30年8月15日入会
- 事務所所在地 河北郡津幡町字加賀爪ハ61番地10 TEL.090-7833-5573

はじめまして、平成30年8月に行政書士登録させていただいた海本といいます。
最近ゴルフを始めたので機会があれば是非一緒にまわりましょう。

普段は税理士として活動していて、行政書士としてはわからない点が多いと思いますので、
諸先輩方々、今後ともよろしくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



山田 達也
(やまだ たつや)

- 金沢支部
- 平成30年11月1日入会
- 事務所所在地 金沢市畝田中4丁目1番地11 TEL.076-268-5360

このたび、石川県行政書士会に登録いたしました、山田達也と申します。何度か行政書士試験に挑戦するもかなはず、昨年、ようやく合格できました。わからない事ばかりで、皆様にお聞きすることもあるかと思います。どうぞ、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



高山 孝
(たかやま たかし)

- 七尾支部
- 平成30年11月1日入会
- 事務所所在地 羽咋郡志賀町代田1の3番地13 TEL.0767-37-1981

平成30年11月に石川県行政書士会に登録させていただきました高山孝と申します。
私は大阪国税局に37年余り勤務しておりましたが、7月に定年退職となり、出身地であります志賀町に戻ってまいりました。

これまでの経験を生かす機会があればということで、税理士事務所と合わせて行政書士事務所を開設させていただきました。微力ながら少しでも地域社会に貢献できればと考えておりますので、諸先輩の皆様方には、何卒、ご指導・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひいたします。



小木曾 史佳
(おぎそ ふみか)

- 金沢支部
- 平成30年11月15日入会
- 事務所所在地 白山市馬場二丁目19番地 TEL.076-275-0488

この度、平成30年11月に行政書士登録いたしました小木曾史佳と申します。
平成15年から税理士事務所で勤務しており、平成26年からは税理士として仕事をしておりますが、行政書士の仕事に関してはわからないことばかりです。特に相続関係の業務を中心に勉強していきたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



山下 大揮
(やました ひろき)

- 金沢支部
- 平成30年12月1日入会
- 事務所所在地 金沢市西念3丁目32番27号 TEL.076-207-7614

今年の12月に、石川県行政書士会に新規加入いたしました山下大揮と申します。現在43歳です。
今年の8月には社会保険労務士として開業したばかりで、まだ地に足がついていない状態ですが、行政書士としてもスタートを切ることになりました。

行政書士の仕事も非常に興味を引くものばかりで、大変わくわくしており、行政書士・社労士いずれも同時進行で勉強させていただきながら、新しい仕事ができることを楽しみにしております。

諸先輩方にもいろいろお世話になることがたくさんあると思いますので、よろしくお願ひいたします。



野里 高弘
(のざと たかひろ)

- 金沢支部
- 平成30年12月1日入会
- 事務所所在地 金沢市東長江町呂2番地11 TEL.076-251-4016

はじめまして。この度、行政書士登録をしました野里高弘です。行政書士業務の範囲の広さ難しさに、期待よりも不安の方が先行しております。まずは、日々謙虚に研鑽と思い頑張ります。何卒、皆さまのご指導をいただきながら未熟者ではございますが精進したいと思っております。

会務日誌

事務局からのお知らせ

★石川県行政書士政治連盟の活動

8月2日(木)	★石坂修一地域後援会・友好団体合同懇親会	A N A クラウンプラザホテル	3名
8月2日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
8月3日(金)	家族法業務研究会	本会会議室	7名
8月3日(金)	中地協第2回理事会	愛知県行政書士会	1名
8月4日(土)	特定行政書士法定研修①	地場産第13研修室	2名 参加者6名
8月3日(金)4日(土)	中地協担当者会議	愛知県行政書士会	2名
8月6日(月)	第3回広報部会	本会会議室	9名
8月7日(火)	職務上請求書確認作業	本会事務局	1名
8月9日(木)	業務研修会	地場産第2研修室	4名 参加者35名
8月9日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
8月10日(金)	大森千歌子先生大臣表彰受賞お祝いの集い	のと吉	1名
8月10日(金)	出前講座の説明会	金沢市役所	1名
8月17日(金)	出前講座の説明会	金沢市松ヶ枝福祉館	2名
8月20日(月)	総務部規則担当会議	本会会議室	5名
8月21日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	1名
8月22日(水)	石川県防災総合訓練第3回打合せ会議	かほく市高松産業文化センター	2名
8月22日(水)	成年後見制度にかかる担当者連絡会	石川県庁14階 1407会議室	2名
8月22日(水)	第2回 I C T 特別委員会	本会会議室	4名
8月23日(木)	第2回产学研官連携推進委員会	本会会議室	6名
8月23日(木)	国際業務研究会	織維会館 1階会議室	3名
8月23日(木)	月例無料相談会（津幡）	津幡町福祉センター	1名
8月24日(金)	会報いしかわNo.64発送作業	本会会議室	3名
8月24日(金)	経理審査6・7月	本会会議室	4名
8月25日(土)	特定行政書士法定研修②	地場産第13研修室	2名 参加者6名
8月27日(月)	北陸信越運輸局石川運輸支局(新庁舎)落成式		1名
8月28日(火)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
8月28日(火)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
8月28日(火)	成年後見等業務研修会	石川県女性センター	2名 参加者23名
8月28日(火)	石川県防災訓練・金沢福祉まつり出向担当者打合せ会	本会会議室	11名
8月29日(水)	第3回七尾事業承継オーケストラ連絡調整会議	七尾商工会議所2階ホール	1名
8月29日(水)	第2回支部長会	本会会議室	6名
8月30日(木)	第3回法規監察部会	本会会議室	6名
8月31日(金)	第4回広報部会	本会会議室	9名
9月1日(土)	特定行政書士法定研修③	地場産第13研修室	2名 参加者6名
9月2日(日)	金沢福祉まつり	金沢市高岡町	9名
9月4日(火)	職務上請求書確認作業	本会事務局	1名
9月4日(火)	業務研修会	地場産第3研修室	6名 参加者22名
9月6日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
9月7日(金)	士業団体協議会交流会	K K R ホテル金沢	2名
9月11日(火)	月例無料相談会（白山）	白山市役所	1名
9月12日(水)	月例無料相談会（金沢）	石川県織維会館2階	2名
9月12日(水)	第1回行政書士試験対策委員会	本会会議室	6名
9月13日(木)	建設・産廃業務研究会	本会会議室	4名
9月13日(木)	テレビ金沢出演		2名
9月14日(金)	コスマス石川県支部定時総会（来賓）	石川県女性センター	2名
9月16日(日)	★山野ゆきよし連合後援会事務所開き		1名
9月18日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	1名

9月19日(水) 農地国土開発業務研究会	本会議室	3名
9月20日(木) 中小企業支援業務研究会	本会議室	3名
9月21日(金) 金沢弁護士会・石川県土地家屋調査士会合同後援会	金沢弁護士会ホール	1名
9月22日(土) 特定行政書士法定研修④	地場産第13研修室	2名 参加者6名
9月27日(木) 新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
10月1日(月) 北陸朝日放送表敬訪問		3名
10月1日(月) 第2回総務部会	本会議室	6名
10月2日(火) 広報月間PRのため報道機関巡回		5名
10月2日(火) 業務研修会	地場産第7研修室	5名 参加者59名
10月3日(水) 石川行政評価事務所一日合同行政相談	かほく市立中央図書館	1名
10月3日(水) 新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
10月3日(水) 白帆台小学校法教育	白帆台小学校	9名
10月4日(木) 外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
10月5日(金)6日(土)7日(日) 広報月間電話無料相談会	本会議室	19名
10月9日(火) 職務上請求書確認作業	本会事務局	1名
10月10日(水) 月例無料相談会(金沢)	石川県織維会館2階	2名
10月11日(木) 白山市一日合同行政相談所	白山市民交流センター	1名
10月12日(金) 第2回封印管理委員会	本会議室	5名
10月13日(土) 士業団体協議会よろず無料相談会	めいてつエムザ1Fレストアベニュー	4名
10月13日(土) ★自由民主党金沢支部政経セミナー	ホテル日航金沢	6名
10月16日(火) 石川行政評価事務所一日合同行政相談	近江町いちば館	1名
10月16日(火) 月例無料相談会(内灘)	内灘町役場	1名
10月16日(火)17日(水) 全国総務部長会議	虎ノ門タワーズオフィス	2名
10月17日(水) OSSに関する研修会	名古屋サンスカイルーム	2名
10月18日(木) 月例無料相談会(金沢市役所)	金沢市役所	2名
10月18日(木) 新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
10月18日(木) 第3回経理部会・経理審査8・9月	本会議室	8名
10月18日(木) 月例無料相談会(かほく市)	七塚健康福祉センター	1名
10月23日(火) 石川行政評価事務所一日合同行政相談	フォーラム七尾	1名
10月25日(木) 国際業務研究会	織維会館1階会議室	5名
10月27日(土) 平成30年度行政書士試験説明会	地場産第7研修室	27名
10月31日(水) 新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
10月31日(水) 入札説明会	金沢地方法務局	2名
11月1日(木) 外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
11月1日(木) 七尾市農業委員会訪問		3名
11月2日(金) 新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
11月2日(金) 第2回行政書士試験対策委員会	本会議室	7名
11月4日(日) ★山野ゆきよし連合後援会事務所出陣式	石川護国神社	1名
11月5日(月) 新規登録者登録伝達式 2名	本会議室	2名
11月5日(月) 新規登録者職務上請求書研修	本会議室	2名
11月5日(月) 丁種封印事前研修	本会議室	3名
11月6日(火) 職務上請求書確認作業	本会事務局	1名
11月8日(木) 建設・産廃業務研究会	本会議室	4名
11月8日(木) 第4回イノベーション課会	本会議室	2名
11月8日(木) ★山田憲昭白山市長選挙推薦状授与式		6名
11月9日(金) 第2回社会貢献事業部会	東山会議室	11名
11月12日(月) 平成30年度石川県防災総合訓練第4回打合せ	いしかわ総合スポーツセンター	1名
11月13日(火) 第1回官民業務受託調査特別委員会	本会議室	4名
11月14日(水) 第3回ICT特別委員会	地場産1階	4名
11月14日(水) 月例無料相談会(金沢)	石川県織維会館2階	2名

11月15日(木)	中小企業支援業務研究会	本会会議室	4名
11月15日(木)	月例無料相談会（かほく市）	七塚健康福祉センター	1名
11月15日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
11月19日(月)	第2回申請取次管理委員会	本会会議室	5名
11月19日(月)	第3回総務部会	本会会議室	9名
11月20日(火)	業務研修会	金沢市ものづくり会館	5名 参加者35名
11月20日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	1名
11月21日(水)	農地国土開発業務研究会	本会会議室	6名
11月22日(木)	羽咋工業高校法教育打合せ	羽咋工業高校	3名
11月22日(木)	防災訓練準備	本会会議室	3名
11月25日(日)	平成30年（第59回）度石川県防災総合訓練	宝達志水町相見小学校	7名
11月26日(月)	第5回広報部会	本会会議室	9名
11月27日(火)	第4回法規監察部会	本会会議室	8名
11月28日(水)	石川行政評価事務所一日合同行政相談	辰口福祉会館	1名
11月28日(水)	第1回業務指導部会	本会会議室	9名
11月28日(水)	改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴う説明会	金沢広坂合同庁舎	1名
11月29日(木)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	1名
11月29日(木)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	2名
11月29日(木)	第4回七尾事業承継オーケストラ連絡調整会議	七尾商工会議所2階ホール	1名
11月30日(金)	第5回部長会	本会会議室	14名
12月4日(火)	職務上請求書確認作業	本会事務局	1名
12月6日(木)	経理審査10・11月	本会事務局	5名
12月6日(木)	家事関係機関と裁判所との連絡協議会	金沢家庭裁判所	2名
12月6日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
12月7日(金)	第3回封印管理委員会	地場産 第6特別会議室	5名
12月7日(金)	家族法業務研究会	本会会議室	14名
12月8日(土)	第3回理事会	地場産第8会議室	24名
12月10日(月)	日行連と中地協各単位会との連絡会	四日市シティホテル	6名
12月11日(火)	中地協担当者会議	四日市シティホテル	7名
12月11日(火)	月例無料相談会（白山）	白山市役所	1名
12月12日(水)	月例無料相談会（金沢）	石川県織維会館2階	2名
12月13日(木)	月例無料相談会（津幡）	津幡町福祉センター	1名
12月15日(土)	★柴山昌彦文部科学大臣講演会	ホテル日航金沢	1名
12月17日(月)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
12月17日(月)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	2名
12月18日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	1名
12月19日(水)	中地協法教育担当者会議	金沢エコノホテル	5名
12月19日(水)	羽咋工業高校法教育	羽咋工業高校	10名
12月20日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
12月20日(木)	月例無料相談会（かほく市）	七塚健康福祉センター	1名
12月20日(木)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
12月20日(木)	国際業務研究会	織維会館1階会議室	6名
12月25日(火)	業務研修会	地場産第7研修室	7名 参加者29名
12月25日(火)	★山田修路参議院議員推薦状	本会会議室	12名
12月27日(木)	★紐野義昭県議会議員忘年会	金沢ニューグランドホテル	2名
1月2日(水)	★新年互礼会		5名
1月8日(火)	職務上請求書確認作業	本会事務局	1名
1月8日(火)	第6回広報部会	本会会議室	9名
1月9日(水)	第3回産学官連携推進委員会	本会会議室	6名
1月10日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
1月10日(木)	建設・産廃業務研究会	本会会議室	4名

会員移動

【新規登録事項】 6名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
H30.8.15	金沢	海本 慎二	河北郡津幡町字加賀爪ハ61番地10	090-7833-5573
H30.11.1	金沢	山田 達也	金沢市畠中4丁目1番地11	076-268-5360
H30.11.1	七尾	高山 孝	羽咋郡志賀町代田1の3番地13	0767-37-1981
H30.11.15	金沢	小木曾 史佳	白山市馬場二丁目19番地	076-275-0488
H30.12.1	金沢	山下 大揮	金沢市西念3丁目32番27号	076-207-7614
H30.12.1	金沢	野里 高弘	金沢市東長江町呂2番地11	076-251-4016

【事務所所在地変更】 6名

受理年月日	所属支部	氏名	新事務所所在地	電話番号
H30.7.31	金沢	出見世 雅之	河北郡津幡町字加賀爪ハ61番地10	090-7833-5573
H30.9.14	金沢	大谷 昭夫	金沢市直江東2丁目122-1	076-238-5488
H30.9.28	金沢	川本 剛生	金沢市鞍月4丁目150番地	076-255-2585
H30.11.15	金沢	澤井 邦夫	金沢市疋田2丁目128番地 堀田ビル201号	076-255-6846
H30.11.15	金沢	駒井 幹也	かほく市高松ノ1番地13	076-281-0024
H30.12.14	金沢	小山内 俊平	金沢市北安江2丁目24番8号 プラザ信開北安江210	076-216-8566

【退会者】 7名

受理年月日	所属支部	氏名	退会理由
H30.6.1	金沢	北口 正	廃業
H30.8.13	金沢	佐野 賢二	廃業
H30.8.16	金沢	茅野 勇平	ご逝去
H30.9.30	金沢	西川 義忠	廃業
H30.9.30	金沢	佐々木 秀志	廃業
H30.10.9	七尾	山岸 秀一	廃業
H30.12.12	七尾	島崎 真寿絵	廃業

※茅野勇平様(金沢)のご冥福をお祈り申し上げます。



茅野勇平名誉会長が ご逝去されました

茅野勇平名誉会長が昨年
8月16日逝去されました。

茅野様には長年にわたり
本会発展にご尽力いただき、石川県の行政書士のため多大な貢献をなされました。

ここに謹んでご哀悼の意を表するととも
に、心からご冥福をお祈り申し上げます。

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成30年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。
なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願ひ申し上げます。

記

1. 平成30年度会費 金 72,000円
納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00750-6-55558
口座名義 石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟
平成30年度会費 金 5,400円
納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 0072-1-74073
口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

編集後記

平成もあっという間に30年が過ぎ、31回目の新年を迎えましたが、同時に平成最後の新年でもございます。あと4ヶ月もすれば改元によりまた新しい年が始まるため憮然とした感じの反面、とても貴重なタイミングに居合わせているという感慨深さもあります。改元の際には我々が作成する書類はもちろん、生活のありとあらゆる場面で大小の影響が出てくるとは思いますが、新しい時代への切り替わりを楽しみにしたいと思います。

会報いしかわは今回で65号の発行となりました。また、現在の広報部員で発行する最後の会報誌でもあります。毎号、広報部全員で頭をひねってアイデアを出し合って会報いしかわを作っていましたが、それも最後と思うと寂しさも感じます。65号は我々広報部の2年間の総決算として作り上げたものですので、是非隅々まで目を通してみてください。

最後になりますが、65号の発行にあたってご協力いただいた皆様、また、この2年間の会報誌作成にご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

広報部 谷川 竜一



(後列左より) 中村部員、吉田部員、高村部員、岩本部員、谷川部員、西海部員 (右上写真左より) 菅原部員、(前列左より) 濱田担当副会長、河越部長、小関副部長

会報いしかわ 第65号

発行日 平成31年1月25日
発行人 会長 向井 隆郎
広報部長 河越 俊雄
発行所 石川県行政書士会
〒920-8203
石川県金沢市鞍月2丁目2番地
石川県織維会館3階
TEL(076)268-9555
FAX(076)268 9556

E-mail: office@ishikawagousei.org
URL: http://www.ishikawagousei.org/



行政書士は頼れる街の法律家

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

平成30年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

日本行政書士会連合会
石川県行政書士会

後援：総務省
石川県

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可